砥部町議会
令和４年第２回定例会
会議録

令和４年第２回砥部町議会定例会（第１日）会議録

招集年月日	令和４年６月６日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和４年６月６日　午前９時30分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　　２番　日野惠司　　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　　５番　柿本　正　　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　　８番　小西昌博　　９番　佐々木隆雄 10番　松﨑浩司　　11番　大平弘子　　12番　面岡利昌 13番　山口元之　　14番　中島博志　　15番　平岡文男 16番　三谷喜好
欠席議員	なし
地方自治法第121条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　　総務課長　門田敬三 企画政策課長　伊達定真　　商工観光課長　髙橋　桂 戸籍税務課長　古川雅志　　保険健康課長　篠原万喜枝 介護福祉課長　堀潤一郎　　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　　農林課長　池田晃一 生活環境課長　小中　学　　上下水道課長　松田博之 会計管理者　富岡　修　　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　田邊敏之　　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 ４番　原田公夫　　５番　柿本　正
傍聴者	２人

令和４年第２回砥部町議会定例会議事日程　第１日

・開　　会

・開　　議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

・散　　会

令和４年第２回砥部町議会定例会
令和４年６月６日（月）
午前９時30分開会

○議長（面岡利昌）　ただいまから、令和４年第２回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　令和４年第２回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに、何かとお忙しい中、町政運営に係わる重要案件につきまして、ご審議賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。最初に、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、愛媛県では新年度を迎えるとともに、警戒レベルを感染警戒期に切り替え、社会経済活動の再開に向け、行動制限の一部を緩和しました。進学や就職、行楽シーズンなど、人の移動は活発する中で、感染力の強い変異株による再拡大も懸念されましたが、大きな混乱はなく、現在は緩やかながらも減少の兆しが見えております。本町におきましても、３年ぶりとなる砥部焼まつりや初開催となる松山市花園町でのテント市など、対面イベントが再開され、少しずつ活気を取り戻しており、引き続きコロナ禍における共存に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。さて、第１回定例会以降、国内外で大きなニュースが続いております。国際社会では、ロシアによるウクライナ侵攻に終わりが見えない中、西側諸国によるウクライナへの武器供与が拡大し、長年中立の立場を維持してきた北欧２か国がＮＡＴＯ加盟申請をするなど、ロシアの思惑とは大きく異なる歴史的な政策転換が続いております。韓国では、新大統領が誕生し、戦後最悪の状況となっている日韓関係を含めた外交政策の変化が注目される中、北朝鮮による挑発行為は続いており、ウクライナ侵攻と併せ、日本の安全保障に関する意識に大きな影響も及ぼしていると感じます。いずれにせよ、国際社会が協力し、一刻も早い戦争終了と平和の実現を願うばかりであります。国内では、北海道知床沖の観光船沈没事故により、多くの方々が被害に遭われました。亡くなられた方々のご冥福とともに、今なお行方不明となっている方々の一刻も早い発見をお祈りを申し上げます。この事故では、安全管理を軽視し、営利を優先した運行会社の姿勢が問題となっておりますが、行政当局による不十分な検査体制も明らかになっております。また、山口県阿武町による給付金の誤振込が大きな課題となりましたが、いずれにいたしましても、あってはならないことであり、徹底した原因究明と再発防止が求められます。特に、地方公共団体による事務手続きの誤りに端を発する阿武町の問題は、本町といたしましても、他山の石と捉え、適正な業務執行に役立てなければならないと考えております。最後になりますが、去る４月10日、本町の名誉町民である山本敏孝先生がご逝去されました。山本先生は、昭和58年の初当選から８期にわたり愛媛県議会議員を務められ、この間、副議長、議長を歴任、愛媛県そして本町の発展の為にご尽力いただきました。山本先生のご功績を讃え、私と面岡議長、松下県議が発起人となり、７月17日にお別れの会を予定しておりますので、議員の皆様におかれましても、生前親交のあった方々にお声がけいただきますようお願いをいたします。それでは、本定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。専

決処分の承認が４件、出資法人の経営状況の報告が１件、繰越計算書の報告が４件、条例改正に関する議案が２件、補正予算が２件となっております。詳細につきましては、議案審議の場でご説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（西岡利昌）　これから本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、４番原田公夫議員、５番柿本正議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（西岡利昌）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る５月 27 日開催の議会運営委員会において、本日から 15 日までの 10 日間としております。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 15 日までの 10 日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（西岡利昌）　日程第３、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第 121 条第１項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より４月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。以上で諸般の報告を終わります。ここで消毒のため、暫時休憩をします。

午前９時 32 分　休憩

午前９時 33 分　再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　行政報告

○議長（西岡利昌）　再開します。日程第４、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。岡田副町長。

○副町長（岡田洋志）　令和４年３月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りの

行政報告をご覧ください。総務課。（１） ３月７日から５月 16 日までの落札の状況でございます。入札件数43件、設計総額４億80万８千円、落札総額３億1,066万２千円、落札率77.5％。内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。（２） ５月 15 日、八倉地区の重信川河川敷で、水防工法訓練を開催しました。国土交通省防災エキスパートの指導のもと、消防団員 180 人が参加し、ロープワークや土のう積みなどに取り組みました。（３） ５月 29 日、宮内小学校で、土砂災害防災訓練を開催しました。宮内小学校校区自主防災組織など 58 人が参加し、避難所開設や避難訓練のほか、一般財団法人消防防災科学センターから講師を招き、地域における防災行動計画策定のための演習を行い、地域防災力の向上を図りました。商工観光課。（１） ４月 16、17 日の２日間、陶街道ゆとり公園及び砥部焼伝統産業会館において、新型コロナウイルス感染防止のため中止が続いていた砥部焼まつりを３年ぶりに開催しました。開幕式やイベントの縮小など、感染対策を講じての実施となりましたが、約６万人の来客がありました。（２） ５月 28 日、29 日の２日間、松山市中心部、花園町通り商店街において、窯元による対面販売方式で、砥部焼まつりを開催しました。初の試みとなりましたが、約２万人の来客がありました。２ページをお願いします。保険健康課。５月 30 日集計時点の新型コロナワクチン接種実績です。接種回数ごとの接種者、接種率はご覧のとおりでございます。介護福祉課。（１）新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民税非課税世帯等の暮らしを支援するため、１世帯当たり 10 万円の臨時特別給付金を支給しました。詳細は、ご覧のとおりでございます。（２）ウクライナでの人道危機対応を支援するため、町関係施設４箇所に募金箱を設置し、救援金を募りました。募金協力者へのお礼として、砥部焼で作製したウクライナ支援バッジを配布しました。受付期間、募金額はご覧のとおりでございます。子育て支援課。（１）令和４年度学級編制５月１日現在。保育所、総園児数 264 人、部屋数 19 室。認定こども園、総園児数 74 人、部屋数５室。幼稚園、総園児数 65 人、部屋数６室。放課後児童クラブ、総児童数 302 人、クラブ数９クラブ。各施設の年齢別園児数、室数等、詳細につきましては、３ページから次の４ページの表のとおりでございます。４ページの真ん中どころをお願いします。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯等の暮らしを支援するため、（２）高校生までの児童を養育する父母等に対し、児童１人につき 10 万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金、（３）住民税非課税世帯等の 18 歳未満の児童などを養育する父母等に対し、児童１人につき５万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯以外の子育て世帯分、（４）所得制限等により、子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならなかった父母等に対し、児童１人につき 10 万円を支給する子育て世帯対象拡大給付金をそれぞれ支給しました。支給人数及び支給額の詳細はご覧のとおりでございます。５ページをお願いします。建設課。主要工事の進捗状況、５月末時点。農業用施設現年災害復旧事業、令和２年度からの事故繰越分。北川毛角谷水路災害復旧工事他１件、進捗率 50％。上下水道課。主要工事の進捗状況、５月末現在。公共下水道事業関係、令和３年度からの繰越分。八倉区 74 の２工区、進捗率 95％。水道事業関係、令和３年度からの繰越分。①第６配水池築造造成工事、進捗率 40％。②第６配水池電気計装工事、進捗率 40％。学校教育課。令和４年度の学級編制、５月１日現在。小学校、総児童数 1,039 人、学

級数 44 学級。中学校、総生徒数 564 人、学級数 19 学級。６ページをお願いします。各小、中学校の内訳は、以下の表のとおりでございます。社会教育課。（１） ３月 24 日、自動車の雨よけドアシェードを発明し、世界青少年発明工夫展 2021 で銀賞を受賞された、砥部中学校２年生の稲荷葉さんに、いきいきとべ大賞を、町少年少女発明クラブ指導員として 17 年間発明技術の指導に尽力された岡田清さんに、町功労賞を贈りました。（２）主要工事の進捗状況、５月末時点。文化会館空調設備更新事業、令和３年度からの繰越分。砥部町文化会館・砥部町立図書館空調設備更新工事、進捗率５％。以上で行政報告を終わります。

○議長（面岡利昌）　ここで消毒のため、暫時休憩します。

午前９時 37 分　休憩

午前９時 38 分　再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　一般質問

○議長（面岡利昌）　再開します。日程第５、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は、35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　９番佐々木隆雄でございます。今日は、３点質問を準備しております。１点目は、成年後見制度に関する質問でございます。2000 年の介護保険制度の導入に伴い、介護サービスの利用は、行政が利用決定を行う措置制度から、利用者が自らの意思でサービスを選べる利用契約制度へ移行され、利用者と事業所が直接契約する形が主流となりました。契約においては自己責任が基本となるそういったことから、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を保護するために、成年後見制度というものが新たに設けられました。この制度に関して町民への周知や、また、現在での活用状況、さらには 2016 年に制定された成年後見制度利用促進法、こういった法律に基づく市町村計画、それぞれ策定しなさいというふうになっておりますが、その状況について、町長のご所見をお伺いいたします。２点目は、地域プロジェクトマネージャーという制度の関係でございます。３月定例会の予算委員会において、私は地域おこし協力隊の報酬が３か月分しか計上されていないというふうな質問もいたしました。担当課長から、採用が決定した時点で補正要望をしたいというふうな答弁がありました。過去、実績もありましたし、できる限り早期に地域おこし協力隊員を採用して、地域活性化の取組を進めてほしいというふうに思います。そういうふうなところで、私もたまたまなんですが、インターネット見たりしてまして、総務省で地域おこし協力隊員とは別個に、地域や行政、民間の橋渡しをできる人材を任用する地域

プロジェクトマネージャー制度というのを令和３年度に創設していることがわかりました。ちょうどこの質問を出した時にですね、愛媛新聞に鬼北町でこの制度を初めて県内で取り入れたというふうな記事もありましたので、早速こういったことについて、調査研究も行い、本町でも取り組んでいってはどうでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。３点目、少年少女発明クラブに関することでございます。先ほどの報告の中にもありましたが、少年少女発明クラブの活動の中から 2021 年世界青少年発明工夫展で銀賞という優秀な成績を収められたこと、新聞や広報で拝見しました。また、町役場のロビーにも今はありませんが、現物の展示もされておりました。そういったことで、まずは指導者のこれまでのご尽力にそして受賞をされた本人さんのご努力にも敬意を表したいとこのように感じております。そして今後とも、こういった活動を継続していただくとともに、さらに発展していってほしいというふうに願っているところですが、そのためには、引き続いて指導者の確保も含めた町の支援が必要不可欠というふうに考えます。このクラブは、元々は教育委員会の主導でスタートされ、現在に至っていると記憶しておりますが、クラブ員の費用負担や指導者の確保、また町職員の関わりなど、支援体制や内容について、どのようになっているんでしょうか。また、とべの里冒険クラブなど青少年の健全育成に向けた新たな取組みも実施されておりますが、職員体制は強化されているんでしょうか。以上、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（面岡利昌）　ここでしばらく消毒のため暫時休憩をします。

午前９時 51 分　休憩

午前９時 52 分　再開

○議長（面岡利昌）　再開します。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、成年後見制度の活用及び利用促進に向けた市町村計画の策定状況についてのご質問ですが、本町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に積極的に取り組むため、令和３年３月に砥部町成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。本計画では、町を利用促進の中核機関と位置付け、広報・啓発活動の実施や、関係機関との連携などを定めており、昨年度は、福祉事業所の職員や民生委員、住民を対象に弁護士による成年後見制度研修会を開催し、制度の周知に努めました。また、利用支援といたしまして、低所得者も制度を利用できるよう、審判申し立て費用や成年後見人等の報酬の助成を行っているほか、社会福祉士による相談支援を行っております。なお、これらの支援のほか、親族がいないなどの事情により、後見等の開始の申立てができない場合に、市町村長が審判の申立てを行う制度があり、この制度を活用し後見開始となったケースが、これまでに２件ございます。成年後見制度の利用状況につきましては、本人や親族などが制度の申立手続きを行うことから、町では把握できておりませんが、平成 30 年に愛媛県社会福祉協議会が行った実態調査で

は、砥部町内で35人が利用されていると報告されております。今後も、より多くの方が制度を理解し、利用できるよう周知、普及に努め、支援を拡大してまいりたいと考えております。次に、地域プロジェクトマネージャー制度の活用についてのご質問ですが、地域プロジェクトマネージャーとは、地域の実情を理解し、専門的な知識や仕事経験のほか、豊富な人脈を有する優れた人材であり、地域おこし協力隊をはじめとする外部人材と、地域又は民間と行政をつなぐ調整役であると認識をしております。このため、まずは地域おこし協力隊の配置を最優先に考えており、本町の地域活性化の重要項目の一つである空き家移住対策に取り組んでいきたいと考えております。地域おこし協力隊につきましては、人材確保に苦慮している現状ではありますが、本年１月には、勤務地や隊員の任務を見直し、報酬の増額や住居手当の支給など、待遇改善を行っております。引き続き、東京在住のえひめ移住コンシェルジュにもご協力をお願いするとともに、ＳＮＳなど、あらゆる媒体を活用しながら、地域おこし協力隊の確保に取り組み、そのうえ、地域プロジェクトマネージャーの必要性を判断してまいりたいと考えます。最後に、町少年少女発明クラブの運営についてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（西岡利昌）　ここでしばらく暫時休憩します。

午前９時55分　休憩
午前９時56分　再開

○議長（西岡利昌）　再開します。大江教育長。

○教育長（大江章吾）　佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。町少年少女発明クラブ運営についてのご質問でございますけれども、当クラブは平成２年７月に発足し、教育委員会、公益社団法人発明協会及び県発明協会の共催により実施をしております。定員20人で、年間を通じて固定メンバー制とし、１人当たりの年間費用負担、会費でございますけれども、これは３千円としております。クラブの活動は、年間を通して月２回、昼間の活動となりますので、指導者の確保が難しいのが現実でございますが、現在は７人が指導者として活動をしております。クラブ員３人に対し１人の指導員の体制となっておりますので、現在は適正人数であると考えております。町職員の関わりなど、支援体制につきましては、社会教育課の職員１人が担当しており、クラブ員の募集、クラブ員との連絡調整、会計事務、補助金申請及び月２回の活動への参加など、技術的なこと以外の事務を担当をしております。また、新たな青少年の健全育成事業に取り組んでいることに対し、職員体制は強化されているのかということでございますが、限られた人員で効果的に事業を進めることが大切でございますので、職員１人当たりの業務量の平準化や、係間での応援など、職員１人１人に過度な負担がかからないことを留意して、課全体で取り組むことで体制強化を図っております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　まず１点目の成年後見制度の関係なんですが、今砥部町ではですね、昨年の 10 月３日実施になった衆議院議員選挙の有権者数、たまたまそういう表題もあったんでそれで見ましたところ、65 歳以上の方が 7,006 人、うち 75 歳以上が 3,415 人というふうなデータが残っておりました。時々、町の方からも放送もしておりますが、高齢者の振り込め詐欺とか、消費者金融への被害等々が後を絶たないというふうな事で、こういった後見制度もやはり大事ではないかなというふうに思います。直接関係はありませんが、たまたまデータありましたんで、紹介させていただきますと 2020 年の 12 月末時点で、全国では 23 万人あまり、これは最高裁判所のいろんなデータの中で出されたそうなんですが、どういう方が成年後見関係事例というふうな事で報告されたそうです。なお、このデータはあくまでもそういう公約のデータというだけのことですので、特にここで議論というふうな事ではありませんので、ご承知おきください。町長の答弁の中で、利用促進法の関係でいくつかの答弁がありました。もう少し中身についてお聞きしたいことがありましたので、質問いたします。この第 14 条がいわゆる努力義務というふうな事で、絶対こうしないといけないということではなくて、努力義務だというふうなことの中での様々な取り組みを、報告をしていただきまして、しっかりと対応していただいているなというふうには感じました。その中で気になったのがですね、市民後見人の育成というふうな項目があるんですけども、厚労省がですね、2022 年からそういった市民後見人の育成を位置付けております。まだまだ、その選任件数は全国でも 311 人、非常に少ない数字なんですけども、今後当然増えてくるだろうと思います。中核機関、砥部町でも中核機関というふうに答弁ありましたが、そこにおいて、専門職の協力も得ながら市民後見人を養成し、活動を支援する体制を整備するというふうなことも求められておりますが、町の方ではこの市民後見人の育成については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。おっしゃるとおりですし、今後ですね、市民後見人制度を利用して、こういったご親族がいらっしゃらない、また、意志を示せられない方の介護サービスに繋げたりですね、財産の管理を適正にさせていただくっていうのが、この後見制度の主旨でございますので、町といたしましてもですね、介護福祉課が中心となりまして、いろいろ民生委員さんと、もしくは弁護士の方とか、あと住民も方もですね、いろいろと巻き込みながらですね、制度の周知を図るとともにですね、そのような人材の育成いうことも積極的に進めてまいりたいなと考えております。以上、佐々木隆雄議員の答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　先ほどの堀課長の答弁でですね、具体的にスケール的なものまでは作成はされてないんでしょうか。

○議長（西岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　お答えをいたします。具体的にはですね、まだ決まってお り

ませんので、今後ですね、詳細に詰めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌）　９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　町長の答弁の中に、日常生活の自立支援事業についても触れられたと思うんですけども、特に利用料が発生するような中でですね、なかなか本人が負担できないというふうなことで一定の補助をするというふうなことを言われたと思うんですけども、町の方で具体的にそういうその補助をしてるというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（西岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　先ほどのご質問でございますが、具体的にここで示させていただいてるのはですね、後見制度の申し立てに対する費用の助成及びですね、後見制度を再開した場合、後見人さんに対するですね、費用が発生します。月大体２万円程度だと思いますが、それらの費用で費用が払えないような方に関してはですね、こちらの方の制度を利用してという事で助成をさせていただいておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　失礼しました。ちょっと私、勘違いしたところもあったようなんですが、成年後見制度を利用するまでには、判断能力がないんだというふうな方でですね、自ら通帳などの保管や生活費の管理とか、そういったもんに不安があるというふうな状態の方は、まだ後見人制度というところまでいかなくってですね、社会福祉協議会と契約して、そういった通帳や財産の保管や生活費を届けるというふうな、そういう制度があるんですね。そういうふうなものに対して、利用料は発生しますけども、その成年後見制度よりももう少し身近な形で利用ができるというふうな事だと思うんですね。日常生活の自立支援事業というふうな努力義務の規定の中に項目としてあるんですけども、その辺については、具体的に把握されてるのか、また、町の方で具体的な対応というのはどうされてるんでしょうか。

○議長（西岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　先ほどのご質問ですが、こちらの制度につきましては、今、社会福祉協議会の方でですね、そういった制度で一歩手前と言いましょうか。それらの方に対するご支援を社会福祉協議会の方でさせていただいているという事では、ご理解をいただいたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　この砥部町という地域で単身者、高齢世帯や単身者世帯が孤立することの無いようにその人らしい生活ができるようになるために、私たち町議会議員もこの砥部町で生活していく高齢者等に寄り添っていくというそういう事が大切だと思っているというような事を述べさせてもらって、次の質問に移ります。地域プロジェクトマネージャーの関係のところで、国の方からですね、１市町村当たり１人を上限に地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費について、上限 650 万、最大３年間の特別交付税措置を行うというふうな項目を見かけたんですけども、なかなか町の負担でなくって、国からそういう補助

も出るというふうな事なんで、その辺の活用をもう少し検討はしていただくというふうな事なんですけども、もう少し具体的なプランを立ててですね、町の方でも進めていってはいかがかと思うんですが、担当課の方ではどうお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌）　伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真）　佐々木隆雄議員さんのご質問の答弁でございますけれども、担当課といたしましても、この地域プロジェクトマネージャーにつきましては、活用については今後していきたいと考えております。これにあたりましては、町の方で進めます、そういう施策等にそういう人材等がですね、必要という事で具体的な事案等、また発生しましたら、これにつきましては、積極的に取り組みをしていきたいと考えております。以上で答弁をさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　この制度を進めていくうえで、重要なポイントはあくまでも、プロジェクトベースだというふうな事を国の方では言ってるようです。町長の答弁の中にもありましたし、重なる部分もありますが、まず地域で自らの課題を解決するためのプロジェクトを策定し、それに必要な人材の要件、定義などを明確化したうえで、自治体が公募を実施、採用に至った人材に対して財政措置が行われる。今言ったとおりなんですが、目指したい将来像が地域で共有されており、それを実現するためのプロジェクトであることが前提で、その後ですね、市町の旗振り、議会での議論、議決等を通じた地域の理解が重要だというふうな事を国の方でも言ってるようです。町長がまず旗を振りなさいというふうな事を言われとるようなんですが、改めて町長、お気持ちをお聞かせください。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　それは国がそういうふうな事をやりなさいよっていう法律を作っとるだけであって、それは今までも、今も各自治体がしっかりと町づくりをやっておると。その必要な折にそういう協力隊であったりマネージャーを作るという事ですから、先ほど、課長が答弁させたように、必要な折にはしっかりやると。議員さんにしても我々にしても、しっかり地域の為に頑張ると。そういう事が、その補足にという事だというふうに理解しております。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　最近テレビなんかでも、いい移住という、とある放送局の報道もあって様々な移住があり、そこで地域おこしやそこで暮らしをたて、新たにコミュニケーションを作ってるというふうな事例もたくさん紹介もされております。是非とも砥部町もですね、この制度も含めて地域を活性化させるために、我々議員も含めて頑張っていかなければならないというふうに思います。これから、そういった計画をどんどん出していっていただけるように要望しておきます。３点目に移ります。お聞きしましたところ、先ほどの平成２年の７月にスタートしたというふうな事なんですけども、この間に実際にここで活動された児童生徒さんというのはどれぐらいの数になるんでしょうか。単純に 20 人×年数という事でよろしいんでしょうか。

○議長（西岡利昌）　山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦）　ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。平成２年７月からクラブの方を開設をしております。申し訳ございませんが、今まで何人の方のクラブ員という数字は持ち合わせてはおりません。近年、平成 16 年からでいくと、20 名の方を募集して行っております。ほぼ 18 名以上の方のご参加を毎年いただいて、現在はクラブの方を開催をしております。以上で佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　先ほど教育長の答弁の中に、なかなか指導者の方の確保も難しいというふうな事が言われました。現在７人の方がおいでるという事なんですが、この方たちは、主にはどういうふうな分野での特に見識の方なんでしょうか。どういう知識や技能をお持ちの方なんでしょうか。

○議長（西岡利昌）　山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦）　佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。現在、指導員の方７名の方いらっしゃいます。元高校の教諭の方が一応２名いらっしゃいます。それと自営で電気の関係の業務をされている方、あと、砥部町役場職員等もおります。あと、民間の会社、企業を退職されて発明クラブというのに興味があって参加されてる方もいらっしゃいます。全員で７名、昨年度まで６名で、今年度から１名の方、新規に参加していただいて７名の方の指導員で運営を行っております。以上で、佐々木隆雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　指導者の方に直接、先日お伺いをしてきましたが、指導者の方からすると、職員の方が来てはいただいてるんですけども、もし活動中に事故があった場合になかなか体制的に難しいんだけど何とかならないのかというふうな具体的な話もありました。冒険クラブの方も含めて、体制的には現状のお１人でというふうな事でされるというふうな事で、指導者の方はですね、もう少し町の方の事情もわからなくはないんだけども、大事な子どもさんを預かってる中でそんなときに大変なんで、もう少し体制を厚くしてもらえんのだろうかというふうな要望がありました。これを具体的に担当課の方にも届いてますかね。この声は。

○議長（西岡利昌）　山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦）　ただいまの佐々木隆雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。指導者の方からも職員の支援体制という事で、協議のほうはございました。令和元年度までにつきましては、宮内小学校の図工室の方で教室の方を開設しておりました。その時までは、機材や材料とかを中央公民館からの運搬等と指導員の送迎等もありまして２名の職員の体制で行っておりました。中央公民館の方の大規模改修が終わりまして、その後中央公民館３階の陶芸作業室の方で教室の方を開催するようになりました。それで、そういった運搬等も無くなった件も含めまして、町の職員の関わりとしましては、クラブ員の受付とあ

とは簡単な補助と見守りが中心の業務となってきます。そういった内容を踏まえまして、現在は１名体制として支援の方を行っております。ただ、指導員の方とも協議はしておるんですが、そのクラブの内容によってどうしても人数が必要な場合につきましては、私の判断で２名から３名、うちの課の職員の方の参加は一応していきたいと考えております。もし、クラブ員の方の体調が悪くなったとか、そういった時の体制といたしましては、そういったマニュアル等を職員の方で協議をして行っております。１番目には、保護者への連絡が１番ということで、その後職員がどうしてもそのクラブ員さんに随行しないといけない、病院等に行けない場合は、連絡体制を作っておりますので、私も含め、課長補佐、管理職も含めまして、公民館の方ですぐ駆けつけ対応するという事と、クラブ員の指導者の先生にもそういった時の対応の方はお願いをしております。もしその状況により、当日のクラブがそのまま続けられない場合は中止という判断もしていきたいとは考えております。それと、今までクラブ員の保護者の方の参加というのはあんまりしてなかったんですが、子どもの見守りも含めて、保護者の方の参加につきましても開校式等でお願いをさせていただいております。以上で、佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　この活動ですね。今後ともやっぱりずっと継続していっていただいて、今回のようないろんな世界に通用するような発明というふうなことも実際にあったわけですから、この砥部町からそういった様々な発信がもっともっとできるように願いまして、私の質問を終わります。

○議長（西岡利昌）　佐々木隆雄議員の質問を終わります。

ここで消毒のため、暫時休憩します。

午前 10 時 24 分　休憩

午前 10 時 25 分　再開

○議長（西岡利昌）　４番原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　４番原田でございます。今回２点質問させていただきます。まず１点目、地震対策の取り組みについてでございます。１月下旬ですが、１月 22 日の夜中１時８分やったですかね。マグニチュード 6.6 の震度５強ということで、夜中に携帯電話がけたたましく音楽が流れました。その後、地震です、地震ですといったことで、本当にその後にすぐ地震きました。それがこれから言います日向灘地震でございますが、それ以降、今年も全国各地で地震が発生しています。近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震では、最大で死者 32 万３千人、220 兆 3,000 億円の経済被害が出ると想定されており、愛媛県でも死者

１万6,032人、全壊・焼失棟数24万3,628棟、経済被害16.2兆円の被害推計が出されています。耐震化等の防災・減災対策を講じれば、被害は確実に軽減できるとされていることから、風水害等に備えた取り組みは進んでおり、避難所対応も確立されていますが、一方いつ発生するか分からない地震への備えはどのようになっているのでしょうか。１点目、災害発生時に避難所となる公共施設や住宅・建築物の耐震化率の現状は。２点目、ライフラインとして重要な水道施設・水道管の耐震対策は。以上２点について、町長のご所見をお伺いします。２問目は、自主防災組織の現状はでございます。災害発生時の被害を防止・軽減し、各区で防災活動にあたる自主防災組織について、本町における結成率は平成26年７月現在99.7％となっていますが、少子高齢化による役員の高齢化や担い手不足、昨今のコロナ禍の影響も相まって、活動の先細りが懸念されております。被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助の３つの要素がうまく機能することが重要だと言われますが、近年、若い世代を中心に、共助の気風が薄れてきていることから、社会の変化に対応した新しい共助の形態を考えなければならない時期に差し掛かっているのではないでしょうか。本町における自主防災組織の活動状況はどうなっているのか。また、地域防災力の向上に向けた取り組みについて、町長のご所見をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　原田議員のご質問にお答えします。はじめに、地震対策の取組みについてのご質問ですが、１点目の避難所となる公共施設や住宅・建築物の耐震化率の現状につきましては、指定避難所28か所のうち、大平集会所を除く指定避難所において耐震化が完了しております。また、住宅では、昭和55年以前の旧耐震住宅数から推計しますと、約82％の耐震化率となっております。２点目の水道施設・水道管の耐震対策についてですが、まず、浄水場や配水池などの施設につきましては、全34施設のうち、耐震適合施設が18施設、耐震化率は約53％でございます。水道管につきましては、総延長約165ｋｍのうち耐震適合管路は約28ｋｍ、耐震化率は17％、基幹管路に限っては、総延長34ｋｍのうち耐震適合管路が14ｋｍ、耐震化率は約41％でございます。施設や水道管の耐震化は、多額の費用が必要となることから、本町では水道施設の耐震化計画を策定し、特に重要な施設から計画的に更新を行い、耐震化率の向上に努めております。原田議員ご指摘のとおり、地震はいつ発生するか分かりません。地震の備えとして、引き続き、木造住宅の耐震診断及び耐震改修制度の利用促進に努めるとともに、水道施設などの計画的な耐震化を推進し、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指してまいります。次に、自主防災組織の現状についてのご質問ですが、区長を配置するすべての行政区において、組織化が図られており、これまでの取り組みといたしまして、自主防災組織が実施する訓練や研修、出前講座への職員派遣や、資機材等への補助金助成に加え、平成23年度から進めております防災士の養成では、令和３年度末現在で187名を養成し、全ての組織に防災士を配置することができました。しかしながら、原田議員ご指摘のとおり、高齢化や担い手不足、コミュニティの希薄化による助け合い機能の低下など、共助による災害対応は、より一層難しい状況であり、さらなる組織の活性化のためには、あらたな視点で取り組んでいかなければならないと考えております。具体的

には、女性の防災活動への参画に向け、女性防災士の養成を積極的に進めるとともに、若い世代など幅広い住民が関心を持っていただけるよう、参加しやすい訓練の実施や、組織活動のマニュアル化など、さまざまな角度から、地域防災力の向上に向けた活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上で、原田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　まず１点目の地震対策の件でございますが、先ほどの答弁では公共施設とかについては、ほぼできておるというように受け取れました。あと、昭和 55 年、６年以前の旧の耐震基準で建っとる家が大体そのうちの 82％言うたんですか。の耐震化率になっておるんではないかと推定されるという事でございます。本町の令和３年３月に策定しております砥部町国土強靭化地域計画、これの 18 ページの所に公共建築物の維持管理運営と防災拠点の機能の強化で砥部町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の老朽化対策や長寿命化を図るとともに耐震化を促進すると。また、住宅や建築物の耐震化等については、宅地の耐震化を促進するという事で、木造住宅の耐震化については、砥部町耐震改修促進計画において、令和７年度までの耐震化率 90％の目標を掲げて耐震改修等の補助を行うというようなことが書かれております。もうあと令和７年という事になりますと、あと３年ほどでございますが、その目標に向かってもうすでに 82 という事ですが、４年ほどで目標を達成できる見通しかどうかというのを具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　先ほどの答弁で 82％というのは、昭和 55 年以前の推計すると 82％ができておるというふうに逆に捉えておるんではないかいうことで、目標が 90 やったら８％をまだ到達してないという事ですので、進むんじゃないかというふうに捉えております。ちょっとそのあたりが、82％ができておるという事でございます。以上です。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　ちょっと言い方が悪かったんかもしれんですが、82％はできておるというふうに私理解しとったつもりなんですが、ちょっと行き違いがあったようでございます。その中で耐震改修促進計画というのが本年４年３月に改正されておりますが、それの５ページ、６ページあたりにその耐震化の現状いうのが載っております。そのページまでですか。その中で、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化というのは出ております。これにつきましては、それなりに公共では 100％とか、民間では 90％とかいうような数字出ております。その中に、耐震化率を７年度末に 90％に目標とするという事で県が出しておりますが、それに準じて砥部町も同じ 90％を目標とするというようなことが書かれております。それの目標の達成には１番下の所で、耐震性のない住宅については、各年度 150 戸程度の耐震化を図ることが必要であるというようなことが書かれております。毎年その耐震の予算出ておりますが、令和２年度の主要施策の成果説明書の中では、耐震診断と耐震、実際工事した件数等が出ております。改修工事したのが 30 年度が２件、元年度が８件、２年度が２件というようなことで、大体１桁ぐらいしか実際にはやられてないという事で、そういったことを含めまして、実際進むんだろうかと。個人の負担もいるからちょっと難しい問題もあるんかもし

れんですけど、するんだろうかというふうにちょっと感じたわけでございます。まだ３年度につきましては、数字出ておりませんが、３年度の数字としてはどのような数字になっておるかお伺いしたいと思います。

○議長（西岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。令和５年度予算規模で５件を予定しております。今現在のところ、１件相談を受けている状態でございまして、目標の５件をクリアするようですね、戸別訪問とか出前講座を実施して啓発に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　ちょっと聞き間違いかもしれんのですが、５年度言われたような気がするんですが、３年度の実績についてはどうでしょうか。

○議長（西岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんのご質問にお答えいたします。大変失礼いたしました。令和３年度は１件を実施しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　原田議員。

○４番（原田公夫）　ただいま３年度については１件という事で、４年度についても４件ぐらいの予算組んでおって１件という事は、例えばですが、補助金額とか補助率とかの問題でなかなか思い付きが悪いのか、先ほど耐震化がある程度進んでおるので、業者があまりいないのかというようなことも考えられますが、そのあたり実際どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　現在、耐震化の補助につきましては、設計につきましては上限が 10 万、改修につきましては上限が 100 万というふうな事にしております。民間の建物でございますので、いろんな各戸の事情もございますが、補助金を上げれば進むんではないかというふうにも言われましたように考えます。このことにつきましては、また議員の皆様方とも相談しながら耐震化をより進めていくように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　砥部町の国土強靭化地域計画の中で、本町の被害想定が載っておりました。想定ですが、最大震度６強で建物及び人的被害については、建物の全壊が 285 棟、約 2.5%、建物半壊が 1,570 棟、13.6%、死者が 16 人、約 0.1%、避難者が１日後から１か月後で最大で 4,379 人、約 19.9%。こういった被害想定をされておりました。その中で、いろいろな施策を行っておるという事でございます。先日、愛媛大学の防災情報研究センターの二神准教授さんが新聞に書かれておりましたが、揺れ対策と避難所へ行かずに済む準備、基本は自宅の耐震性確保と家具の固定であるとこういうふうに言われておりました。あと、食料については１週間程度。そういうことで、他の災害の関係もあろうかと思いますが、昨日うちの地域で防災訓練ございました。その時に、参加者 20 数名いらっしゃいましたが、半数以上は私より年寄りの人でした。いう事で、私も高齢者の域に入っておりますが、そう考え

るともう地域性あるのかもしれませんが、高齢者が何を言ったかというと、避難所に行け言われてもよう行かんと。その時に防災士の人が回答したのは、自宅の安全な所にいてくださいというような回答でしたが、そういう事を考えますと、またそれ以外にも大地震であると道路が寸断されたりして、避難所へ行けれないと。本町の場合はやはり車がないとなかなか歩いて行くのは大変だというような状況も出てくると考えますが、そのあたりについての今後の考え方について、お伺いできたらと思います。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　南海トラフ巨大地震につきましては、県が想定しておる分については砥部町は少ないというふうには思っておりますけれども、高齢化の問題は若い者に先ほども答弁させていただいたように、しっかりとこういうことについて関心を持っていただきたいという事でございますけれども、地震の場合は逃げるというよりも揺れた折には自宅でいる方がほとんどという事で、後は避難所へというのは次の公助の問題になりますことだというふうに思っておりますので、これは自分のおうちで１番に安心におれるというのが基本ではないかというふうに思っておりますんで、そういう事になりますと、先ほどの愛大の先生なんかが言ったのはそういうことを言っておるという事で、地震の場合はもう逃げても遅いんじゃないかと部分がありますから、これは自宅をしっかりと耐震化率の上げるという事がすべてではないかというふうに思っておりますので、高齢化というのも含めていろんな意味で先ほども言いましたように補助率を上げるとか、そういったことで耐震対策についての自助を上げていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　ちょっと関連になるのかもしれませんが、愛知県の豊橋市で職員にアンケートを取ったという記事が先日載っておったんですが、やはりそういったことが起こると職員も１番多い時やったら全員集まらないといけないというようなことが書かれておると思うんですが、緊急の参集時に職員の子ども向けの一時預かり場所を開設するとしたというようなその記事の最後に載っておりました。そのことは、全職員が参集しないといけないが、職員アンケートで、育児や介護を理由に不可と答えた職員がいたと。共働き家庭も増えており、こうした支援が当たり前になる時期が来るのではないかというようなことも書かれておりましたが、本町の場合は、若い職員も結構いらっしゃいますので、そういったことも住んでおる地域性もあるんかもしれんですが、そういったことについては今後どのようにお考えになるか。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　本町の職員については、そういったことやなくって、やっぱり災害対策にいち早く参加するという気合を持っとる職員だけだというふうに感じております。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　先日、お隣の松前町で大地震に備えて木造住宅の耐震化を進めようと、松前町の建築協議会が松前町の役場でＭ－ＬＡＢＭｅｅｔｉｎｇを開催して町内の設計士、工務店関係者、大工さんとかが約 30 人が参加したと。先進の取り組みや安価な工法について

学んだという記事が載っておりました。松前町は南海トラフ巨大地震時、最大地震７の揺れで約３千棟が全壊すると想定されているようでございます。町は 2009 年度から協議会の協力で木造住宅の無料耐震診断や戸別訪問を進めており、これまで 320 件の耐震診断と 131 件の耐震工事を実施したと。こうやって書かれておりましたが、本町では、こういった取り組みは業者間で出るような動きがございませんか。

○議長（面岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　原田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。今のところ、そういう動きはございませんが、一度松前町の方にですね、勉強にいかさせていただきまして、そのへん建築業協会とも相談させていただいて、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　一応、地震対策への取り組みにつきましては、いろいろ今後検討もしていただけるというようなことでございますので、続いて２点目の自主防災組織の現状の部分でお伺いしたいと思います。先ほど私言いましたけど、自主防災訓練、設置はされて全区で大体設置されておるという事ですが、本町の他の地域、行政区で防災訓練、町では毎年地域性もってやっておると思うんですが、実際各区では岩谷口のように毎年訓練をやってみたりする地域があるかないか、そのあたりの把握されておりますでしょうか。

○議長（面岡利昌）　門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまのご質問にお答えをいたします。自主防災組織の活動でございますが、直近５年間では延べ 49 の行政区で 1,777 人の参加のもと避難訓練、防災講話、消火器、消火栓の訓練などが行われております。これはあくまでも、町の方に講師等で要請があった内容でございますので、地域で自主的に行っている地区もあるかと思いますので、あくまでも町の方が指導等に出向いた行政区という事でご理解をいただけたらと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　49 か所という事で、かなり多くの地域が自主的にやっておるという事で、やはり日頃からの訓練が１番大事だと思いますので、そのあたりが若干支援する部分もあります。この共助の部分で、最近地区防災計画いうのがございまして、それは地域住民が自発的に作る災害時の対応策、自助、共助の部分を住民が決めると。14 年施行の改正災害対策基本法に盛り込まれたものですが、作成は義務ではないと。災害時にどう対応するかを定めるため住民たちが自ら作る防災対策、住民の防災意識を高めたり、災害時の役割分担が明確になったりと、共助を促すしくみとして、注目されておるというようなことが言われております。内閣府の 21 年４月の集計によりますと、この地区防災計画を自治体に提出したのは全国 140 市町村の計 2,030 地区が提出しておると。あと、5,145 地区で策定中という事でございました。やっぱり大事なのは、地域に住んでおる住民の自発性とアイディアということが言われておりますが、本町ではこの地区の名前が同じかどうかわかりませんが、防災計画はあるかないか。本町の実情についてわかればお知らせください。

○議長（西岡利昌）　門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　ただいまのご質問にお答えをいたします。砥部町内におきましては、組織的な内容で組織図的なものは防災組織の組織図としてございますが、地域の防災計画につきまして、定めているというところは、具体的には町の方では把握をできておりません。これからの課題と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　今後前向きに取り組んでいくというようなことだったと思います。ちょっと違う部分になるんですが、最近、一昨日くらいやったですかね。新聞に災害時に高齢者や障がい者手助けいうことで、避難支援者向けの保険が発売されるというようなことが書かれておりました。これは、市区町村を保険加入者として、災害時に避難を手助けしている地域住民が負傷したり、他人に怪我を負わせたりした場合に保険が出るというようなことでございます。今後こういった保険が出た場合に、町としてこういった保険に加入して利用するかどうか、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　６月３日付の愛媛新聞に載っておった記事だというふうに思いますが、これはこういう制度ができておるという事で、それに入ってどうこうという話は、今後十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西岡利昌）　原田公夫議員。

○４番（原田公夫）　２点質問いたしましたが、いずれも今後検討また、前向きに取り組んでいただけるという事でございます。やはり、先ほど言いました被害が出るという事が少しでも減災に繋がるよういろいろ対策をしていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（西岡利昌）　原田議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前 11 時 15 分の予定です。

午前 11 時１分　休憩

午前 11 時 15 分　再開

○議長（西岡利昌）　再開します。今後マスクをしてされた方は、消毒は不要です。これを協力をお願いいたします。２番日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　２番日野惠司でございます。本日は２問の質問をさせていただけたらと思います。少し先ほどの原田議員と関連性があるものもございますが、ご了解をいただいたらと思います。１問目でございます。橋梁の耐震化と長寿命化についてでございます。本町の北部には、町の中央を縦断する形で砥部川が流れております。その川には多くの橋が架

かっており、普段であれば、生活道路として利用されている橋梁は、災害発生時には、避難路や輸送道路としての役割を担うことになります。橋の落橋や倒壊が起こった場合には、避難場所あるいは輸送拠点まで行けなくなる可能性がございます。砥部町橋梁長寿命化修繕計画、平成30年度版によりますと、本町が管理する橋梁は156橋あり、建設後50年以上経過する橋の割合は、計画策定から10年後の2028年には82橋52.6%、20年後の2038年には110橋70.5%と、老朽化が急速に進むことになります。経年劣化による損傷や耐震性が不足してくることが考えられます。町が管理する橋梁における耐震化の状況と、今後、老朽化が進む橋梁の長寿命化について、町長のご所見をお伺いしたいとこのように思っております。

２問目でございます。災害時における福祉避難所のあり方についてでございます。災害発生時には、まずは身の安全を確保することが重要でございます。その後、指定緊急避難場所などに避難し、その後、要配慮者、この要配慮者と言いますのは高齢者・障がい者・乳幼児などを含む多くの町民が指定避難場所に避難してくると思われます。要配慮者については、福祉避難所への受入対象者となるために、事前に福祉避難所を確保しておく必要がございます。本町においては、町内の社会福祉施設を運営する４法人と協定を結んでおります。既存の入所者もいる中で、希望するすべての要配慮者の対応は困難ではないかと思われます。学校等の指定避難所であれば、教室などを利用した、要配慮者向けのスペースも確保できると思いますけれども、地区の集会所等にあたっては、スペースが限られていることから併用することは非常に難しいんではなかろうかとこのように思われます。12月の定例会における町長答弁では、避難先として民間や他の公共施設を利用した、町全体での分散避難を呼びかけることということでございました。このことを踏まえ、展開期における、現在28か所の指定避難所以外に、福祉避難所への受入には至らないような要配慮者向けの避難所というのを開設してはどうかと。町長のご所見をお願いしたいと思います。以上２問、よろしくお願いをいたします。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　日野議員のご質問にお答えします。はじめに、橋梁の耐震化と長寿命化についてのご質問ですが、まず、橋梁の耐震化につきましては、大規模災害時の救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁については、全国的に耐震化対策が行われておりますが、本町が管理している橋梁につきましては、緊急輸送道路がないため、現在のところ耐震化対策は実施しておりません。次に、橋梁における長寿命化対策につきましては、ご指摘の長寿命化計画に基づき、点検・修繕を行っており、当計画において、早期に修繕が必要と判断した42橋については、各部材の健全度や重要性を考慮し、優先順位を決定しながら、予防保全型の修繕工事を進めており、令和５年度中に全ての修繕が完了する予定でございます。また、今年度中には２巡目の点検が完了予定であり、最新の診断結果に基づき、長寿命化修繕計画を更新することにより、今後も計画的な修繕を実施し、橋梁の安全確保や長寿命化に努めてまいりたいと考えております。次に、災害時における福祉避難所のあり方についてのご質問ですが、福祉避難所は、特別な配慮が必要な方を受け入れる避難所として、町内の社会福祉施設の５施設を指定し、442 人の収容を確保しております。また、福

祉避難所に加え、学校の教室や児童クラブ等を要配慮者スペースとして活用できるよう体制を整え、要配慮者の避難先を確保しております。南海トラフ巨大地震における本町の被害想定から推測すると、要配慮者の避難者は約 250 人と想定され、現在の福祉避難所では対応が可能であると考えておりますが、潜在的な要配慮者も想定されることから、さらに福祉避難所を拡充していく必要があると考えております。災害の規模や要配慮者の避難状況に応じて、一般避難所を福祉避難所として活用するとともに、町内福祉事業者の協力を得て、福祉避難所の指定を増やしてまいりたいというふうに考えております。また、平時から要配慮者の把握や個別避難計画の作成、福祉避難所と連携した訓練を行うなど、要配慮者の円滑な避難及び受入体制の構築に万全を期すよう、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で、日野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　ありがとうございます。まず１問目の橋梁の耐震化と長寿命化についてでございますが、今の町長のご答弁からすると、緊急避難道路については、本町の場合はないことからですね、町道に架かっておる橋については、耐震化についてはできてないというのが現状だということだと理解をしております。平成 29 年度までに、本町の場合、法定点検の結果、判定３という結果が出ておる橋が 42 橋ございます。この判定３というのは、早期に措置を講ずることというふうなことでもって、それから修繕計画というのが組まれておりますが、私２、３市町に確認してみますと、確かに計画はしとるけども、なかなか思うようにできてないのが現実だというふうな答えをしてきた市町がございました。もっと別にですね、いわゆる優先順位があると。そちらの方の工事が急いどるので、この橋梁についての修繕計画ですね。修繕計画については、非常に遅れがちになってるというふうなことでございましたですが、本町の場合は、修繕計画、ちゃんとこう抱えておりまして、年度別にですね、今 21 年度までに９橋の修繕計画をするというふうな事になっとりますが、この進捗状況というのを少しお聞かせ願えたらと思います。

○議長（面岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　日野議員さんのご質問にお答えいたします。今年度にですね、第２巡目の点検が終わりますので、今年度中に第２回の修繕計画を立てる予定でございます。これについては、第１巡目が町長の答弁にもありましたように、今年度中には大きい修繕は完了すると考えておりますので、２巡目以降の点検、それでランク３が判定されるんがおそらく最終的には 15 橋前後になると思いますが、１巡目で大きい修繕をしておりますので、費用的にも格段とした落ちた格好で予算措置はされるんじゃないんかなと思いますが、これは今年度に長寿命化計画を策定しますので、またその中で十分検討していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　156 橋すべての橋を５年に１回法定点検をして判定を決めてるわけでございますが、今現在言いました判定３になってる所は 42 橋あるということで、今現在修繕計画に基づいてされてるという事でございます。これは 50 年前にですね、例えば作った橋、

あるいは法定点検の調査をする際にですね、私は個人的にちゃんとして申し述べたいと思うんですが、本当にこの橋がいるんかどうかという事もですね、考えなければいかんのじゃなかろうかと。例えば50年前には当然必要だからその橋ができたと。しかし今となっては、その所に行く山林も荒れてしもてないとかですね、あるいは民家もないと。あるいは新しい道路ができて迂回路ができとるからちょっと回ればこの橋は必要でなくなるんじゃないかなというふうなですね、こともあるんではなかろうかと。これ、正直言いまして、156橋ですね、こういうふうに順々順々にやっていきますと、修繕計画の橋をですね、修繕しても評定３から２に落ちるぐらいですね。そしたらまた、何十年かすればまた３になって、またそこでやらないかん。挙句の果てに架け替えをしなくてはならんと。こういうことになりますと未来永劫ずっと橋を管理するという形になってきますので、本当に費用的には莫大な費用が発生するだろうと思うんですが、１回ですね、そういうことも含めて、例えば先ほど言いましたように、本当にこの橋は重要性があって、住民の方が通行してる、本当になくてはならない橋なんだというふうなことと、あるいはこれは山奥でほとんど使わないだろうというふうな橋も含まれとんであればですね、法定点検の中でそういうものも含めて検討してみてはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　日野議員さんご質問のように、砥部町は砥部川が南北に流れておるというふうな事で、橋が多い。それと今、川登地区に橋が多いんですけれども、あれが銚子ダムを建設する折に、もし銚子ダムが水が溢れた折に、その避難路として地域の人が作ってくれという事で、かなり作った経緯がございます。それと今、おっしゃっていただいたように、架け替えて旧橋として残っておるような橋もございます。そういった橋については、言われるようにもう不要ではないかという橋もあろうかと思いますので、そのあたりは十分耐震化の折に検討させていただきたい。ただ橋の事ですから、生活道路の一つということで、普段から利用しておるので、一概にはなかなか廃止というのは難しいかというふうには思われますけれども、今ご質問があったような事を踏まえまして、今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　今の質問にちょっと中にも入ってお伺いしたいと思うんですが、先ほど原田議員の中からもですね、この防災マップというのは、６強の地震が発生したという中でどのぐらい本町において被害があるんだというふうな事で、家の倒壊とかいろんなことがありますけれども、これ、端的にお伺いしますが、南海トラフによって最大地震６強の地震が本町にきたということになりますと、今の156橋のうち、どのぐらい落橋、倒壊があるのか、想定されているのかですね、この点一つお伺いしたらと思います。

○議長（西岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　日野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。現在156橋、橋梁架かっておりますが、これについては一切耐震診断をしておりませんので、ここで私が推定で何橋くらい危ないですというご答弁はできんので、調査をしておりませんから判断す

ることができませんとしか言いようがないんで、これで答弁とさせていただいたらと思います。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　ありがとうございます。我々は、生活道路としてその橋を日常的に使っております。その橋がですね、例えば地震が起きた時に、本当に大丈夫かどうかと、渡っていいのかどうかというふうな事を事前に知っておけばもうちょっと丈夫な橋の方から渡ってですね､行ってみようかというふうなことにもなりかねると思いますので､できましたら、今後の検討課題として検討していただいてですね、橋の例えば長寿命化で判定する時に判定３とか、２とかいう修繕計画の時の判定がありますけれども、これと同じような感覚でもしよければですね、そういう地震の時にこの橋はどのぐらい持つのかどうかいうのを住民が知っておくのも一つの災害を少なくする方法ではなかろうかと思いますので、１回検討していただいて、今後の方向に持っていっていただいたらというふうにはお願いをしときます。１問目の質問を終わります。２番目のほうでございますが、福祉避難所のあり方についてでございます。現在、福祉避難所の収容人員、４法人で 442 名という事で、先ほど町長の方からもございましたですが、これは 250 人が大体その対象だということでございますので、この人数であればもう十分確保できるんではなかろうかと思いますが、この 442 人というのはですね、収容人数というふうに書かれておりますが、これは現在例えば入所されとる人も含めた人数なのか、あるいは新たに受け入れをできる人数なのかですね、この点一つお伺いしたいと思います。

○議長（面岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　先ほどのご質問に対する答弁させていただきますが、こちらの数字につきましてはですね、今施設でご利用されてる方のスペースは確保したうえで、なおかつそれを除いたスペースでどれだけ収容できるかという事でありますので、今の施設入所者については、この数字には入っておりません。新たに受け入れれるのが 442 人という事でございますので、ご理解をいただいたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　かなりそうしますとですね、受け入れることができるんだなと思いますが、大体これ、施設の受け入れ収容人数の所には平米数が書いておりまして、それに対して人数というふうなことでなっておりますが、大体福祉避難所に収容できる人のスペース確保というのは､約畳２枚ぐらいなのかなと。４平米ぐらいだというふうに読んでおりますが、普通の指定避難所の場合は、畳１枚分ぐらいだというふうなことで計算してここの避難所には何人収容できるというふうになっておるようでございますが､令和２年の２月分のですね、本町の要介護の認定者数でございますが、要支援が 410 名、要介護１が 286。この二つについてはおそらく自宅で過ごされてる方が多いのかなというふうに感じは思っております。それにプラスアルファ要介護２という人も一部自宅の方で過ごされてるんではなかろうかと思いますが、この要支援・要介護１というのは、その福祉避難所の対象者になろうかと思いますが、そうなりますと約 700 名、696 名の方がいらっしゃいますので、ちょっとこの数字か

らいきますと、442 名の収容人員ということになりますと少しオーバーするのかなというふうなことがありますので、先ほど町長の答弁の中にありました別の福祉避難所を確保するというふうな事ですから、そういう所の方にぜひそういう方たちを移送できるような体制は取っていただきたいなというふうに思いますが、災害対策基本法ですか。これは令和３年の５月に変わっておりまして、この福祉避難所というのは大体統一されて従来の２次避難所というのが今の現在の福祉避難所という形に名前は変わっておりますが、今までこの基本法が変更になる前はですね、まず避難所に避難してくださいと。そこから専門の方のいわゆる聞き取り調査があって、この人は要配慮がいるからこちらの方の福祉避難所の方に移動してくださいというふうなことでの話があったと思うんですが、この法律が変わりましてからはですね、直接その福祉避難所に行ってくださいということが可能になったと。こういうことだと思います。そうなりますとやっぱりそれをすることによっていろんな弊害もございますので、そこら辺をちゃんと整理したうえでやってくださいというのは、まずは一般の避難所と分けて福祉避難所としての公示をするということです。ここはもう福祉避難所だから一般の健康な人はですね、別の所へ行ってくださいよということをちゃんと周知するというのが大事だというのがまず１点目ですね。２点目は、あなたは福祉避難所に避難してもいいですという事をですね、本人あるいは家族の方にも周知徹底すると。そういう事によって、間違いなく福祉避難所の方に行ける人についてはそちらの方へ直接行ってもらうということ。こういうことを整理するという事ですね。あとは、先ほど言いましたようにですね、対象外の人を防ぐ対策をちゃんと講じなさいというふうなことを前提にして、もう直接福祉避難所の方に行くことは可能ですよということになっとるようでございますが、本町の場合はそこら辺のですね、進行状況、そういうふうな体制ができとるのかどうか。その点一つお伺いしたらと思うんですよ。

○議長（面岡利昌）　堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　先ほどのご質問に対する答弁をさせていただきますが、今現在ですね、避難行動要支援計画、支援が必要な方に対してですね、個別にあらかじめですね、例えばどういったかかりつけの病院に通ってますかとか、どういった介護施設に利用されてますかとかですね、あと、障害の程度であったりていうのを細かくですね、今現在聞き取りをさせていただいて、整理をさせていただいているところでございますんで、そういうことで、細かに整備をさせていただく中でですね、その方がもし災害が起こった時にどちらの、例えば障がいの方であれば障害施設を利用していただくっていうのが合理的だと思いますんで、そういったことを１人ずつ今後詰めていくためのですね、今ちょうど聞き取りっていう形でさせていただいておるところでございますので、将来的には先ほど日野議員さんがおっしゃられたような一人ひとりにですね、どういった避難が必要なのかというところまで持っていければいいのかなと思いますけれども、それについては多少時間かかろうかと思いますので、ご理解をいただいたらと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　ありがとうございます。徐々にですね、検討していただいて、１番要

配慮者の方あるいは要介護認定を受けとる人で、足をご不自由な方、障がい者の方を含めてですが、そういう方がやっぱり１番避難が遅れるんだと思いますので、それをいち早くそういう所に行った方がですね、よりやっぱり安全にできると思いますので、ぜひそのような方向でですね、今現在示されてるような方向でですね、していただきたいという事を最後にお願いをいたしまして、私の２問の質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（面岡利昌）　日野惠司議員の質問を終わります。続けてやりたいと思いますがよろしいでしょうか。１番髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　１番髙橋久美でございます。議長の許可を得ましたので２点質問いたします。１問目です。放課後児童クラブの土曜日の開設をお願いします。共働き世帯は年々増え続けており、働き方も多様化し、土日が仕事という家庭も今や少なくありません。また、両親の代わりに子どもの面倒を見てくれる祖父母や知り合いが近くにいる家庭も限られます。そんな中で、放課後児童クラブ、学童保育ですが、児童の健全育成を図るとともに、親の就労支援の観点からも大きな役割を担っています。放課後児童クラブの土曜日開設は、本町を除く中予圏域では既に実施されており、本町でもぜひ実現してほしいという要望を多数お聞きしております。３月定例会の予算特別委員会で質問した際には、土曜日の開設について、担当課からは現時点では考えていないとの回答がありました。未来を担う子どもたちがたくましく健やかに育まれるまち、子どもを産み育てやすいまちを目標に掲げる本町としても、子育て支援の充実強化を図るため、取り組んではいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。２点目です。道路や公園の不具合をスマホアプリで通報するシステムの導入を。近年、未曽有の災害が頻発していることから、本町においても常日頃から災害に対する危機意識を持ち、住民の命を守る対策は最優先課題です。スマホの普及により幅広い世代で利用されているＬＩＮＥを活用し、自治体でも様々な住民サービスの可能性が広がっています。今回提案するシステムは、河川や道路、ガードレール、カーブミラー、公園遊具など、町が管理する施設を対象に、道路が陥没している、横断歩道の白線が消えかかっているなど、住民が様々な不具合や危険個所について、写真と位置情報をＬＩＮＥに投稿することで通報できる仕組みです。住民は使い慣れたアプリの機能で簡単に通報でき、担当課にはリアルタイムに詳しい状況が届くことで、緊急性の高いものから迅速に対応できます。本町では、イベントのお知らせや問い合わせに対応する公式アカウントを既に開設しており、防災・減災の取り組みとしても有効なため、県内で運用を行っている近隣市町、松山市や伊予市ですが、それを参考に導入されてはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上２点よろしくお願いいたします。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　髙橋議員のご質問にお答えします。はじめに、放課後児童クラブの土曜日開設についてのご質問ですが、本町の放課後児童クラブは、麻生小学校に３箇所、宮内小学校に３箇所、砥部小学校に２箇所、広田小学校に１箇所の計９箇所あり、平日に開設しておりますが、夏休みのみ、平日に加え、土曜日も開設しております。髙橋議員ご指摘のとおり、本町を除く中予圏域では、夏休み等の長期休暇以外の土曜日にも、放課後児童クラブ

を開設しておりますが、その利用者は平日に比べ、かなり少ない状況であると聞いております。本町では、今年度、第２期砥部町子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに当たることを踏まえ、現在の子育てに関する課題について、保護者アンケートを実施したいと考えております。放課後児童クラブの土曜日開催につきましても、保護者の要望やニーズを調査したうえで、検討してまいりたいというふうに考えております。次に、スマホアプリ通報システムの導入についてのご質問ですが、ご承知のとおり、本町では昨年８月にＬＩＮＥ公式アカウントを無料で開設をしております。ご提案のありました近隣市町で運用されているシステムは、より通報機能に特化したオプションをＬＩＮＥに追加しているもので、初期費用に加え月額10万円程度の費用負担が必要でございます。令和４年５月現在、町内の世帯数9,444世帯に対し、本町の公式ＬＩＮＥアカウントの友だち登録者数は381人で、世帯数に対する普及率は約４％でございます。いますぐランニングコストをかけて運用するには、とても普及率が低い状況であることから、まずは、一日も早く有効な情報発信手段となるよう、普及率の向上に努め、普及率が３割を超えてまいりましたら導入について検討したいと考えています。以上で、髙橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　まず、１点目ですが、町内で今年度入学しました１年生の３分の２が放課後児童クラブを希望された小学校もあります。年々希望者が増え、１クラスあたりの人数も増える傾向にあります。共働き世代が当たり前の時代、子どもを安心してシステムが充実しているかどうかで、住む場所や出生率、働き方まで影響があります。土曜日の利用者が少ないという事ですが、そもそも平日と比べるものではないと思います。中予圏域で土曜日開設が継続しているのは、必要とされているからではないでしょうか。本町として、どのようにお考え持たれているのかお聞かせください。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　先ほども答弁させていただきましたように、アンケートを実施するという事でございますので、その結果を踏まえるという事ではございますが、そのことについては、十分前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（面岡利昌）　髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　ありがとうございます。本町においても、今は土曜日がないので、それに合わせた働き方を選択していますが、土曜日も開設されるとなると働き方が変わると思います。実際、今年１年生になるお子さんを持つ方が土曜日の開設がないと知り、仕事を変わらざるを得ませんでした。子育て支援のファミリーサポートの利用も考えたそうですが、前例がないと断られたそうです。それを踏まえての保護者アンケートを町長より提案させていただきましたけれども、いつ頃を予定されておられますでしょうか。できましたら、小学校だけではなく、これから利用する幼稚園、保育所、できれば未就学児童の保護者にも対象を広げて調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　早急に検討したいと考えております。

○議長（西岡利昌）　髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　大変前向きな答弁ありがとうございます。相談者の方にもそのようにお伝えしたいと思います。お金を出しても安心して預けられる、土曜日も見てもらえるというだけで働く保護者、特に母親の負担がどれだけ軽くなる事か。心の健康を守り、育児中の孤立を防ぐためにもぜひ実現していきたいと思います。また、土曜日の開設となれば、人員の配置にも配慮して進めていただく事も要望いたします。続いて２点目ですが、ＬＩＮＥに追加するオプションの費用等については理解いたしましたが、アカウントの友達登録数がこれほど少ないとは思いませんでした。普及率を上げるためには待っているだけではだめです。私たち議員をはじめ、職員、家族はより積極的に登録し、有効活用の為に様々な手段を講じねばなりません。役場窓口に来られた方、保健センターの検診の時、社協のイベント活動、区長さんに協力を仰いで各区で広めてもらうなど、あらゆる機会を利用すべきです。普及率が 30％を超えたら導入を検討していただけるとのことですが、目標は約３千人です。担当課だけではなく、町全体で取り組むべき課題ですが、具体的な取り組みは考えておられますか。

○議長（西岡利昌）　伊達企画政策課長。

○企画政策課長（伊達定真）　髙橋議員のご質問にお答えをいたします。具体的な取り組みをということで、今年この取り組みにつきましては、課全体で取り組んでいかなければならないということで、確認をしとります。基本的には、今月号の広報等にも出させていただいておりますけれども、それから、職員、また関係者の方々、友達を通してですね、登録をしていただくという事で、広く周知をしていきたいと考えております。また、先ほど髙橋議員さんもおっしゃっていただきましたけれども、議員の皆様にもぜひともご協力をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　ＬＩＮＥのアカウントの友達登録数にはよりますが、私の提案どおりこのシステムが導入された場合、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西岡利昌）　門田作建設課長。

○建設課長（門田作）　髙橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ＬＩＮＥにつきましては、若者を中心に利用者が多いことから、新たな情報発信ツールとして、また、即時対応が可能であることから、効果的ではあると考えておりますが、先ほど町長、課長の答弁にもありましたとおり、普及率が低い状態でありますことから、慎重に検討していかなければならない問題であると考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　髙橋久美議員。

○１番（髙橋久美）　限られた人数や時間で住民の安全を確保するのは大変な事です。私個人といたしましても、普及に努めてまいります。本町の未来への投資として、必ずや登録数を増やし、このシステムを実現してまいりたいと思います。以上を要望いたしまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西岡利昌）　髙橋久美議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会します。

午前 11 時 54 分　散会

令和４年第２回砥部町議会定例会（第２日）会議録

招集年月日	令和４年６月７日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和４年６月７日　午前９時30分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　２番　日野惠司　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　５番　柿本　正　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　８番　小西昌博　９番　佐々木隆雄 10番　松﨑浩司　11番　大平弘子　12番　面岡利昌 13番　山口元之　14番　中島博志　15番　平岡文男 16番　三谷喜好
欠席議員	なし
地方自治法第121条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　総務課長　門田敬三 企画政策課長　伊達定真　商工観光課長　髙橋　桂 戸籍税務課長　古川雅志　保険健康課長　篠原万喜枝 介護福祉課長　堀潤一郎　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　農林課長　池田晃一 生活環境課長　小中　学　上下水道課長　松田博之 会計管理者　富岡　修　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　田邊敏之　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
傍聴者	１人

令和４年第２回砥部町議会定例会議事日程　第２日

・開　　議

日程第１	承認第３号	専決処分第３号の承認について （砥部町介護保険条例の一部を改正する条例）
日程第２	承認第４号	専決処分第４号の承認について （砥部町税条例等の一部を改正する条例）
日程第３	承認第５号	専決処分第５号の承認について （砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第４	承認第６号	専決処分第６号の承認について （伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約）
日程第５	報告第１号	株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について
日程第６	報告第２号	令和３年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第７	報告第３号	令和３年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第８	報告第４号	令和３年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第９	報告第５号	令和３年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 10	議案第 26 号	砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 27 号	砥部町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 12	議案第 28 号	令和４年度砥部町一般会計補正予算（第１号）
日程第 13	議案第 29 号	令和４年度砥部町水道事業会計補正予算（第１号）

・散　　会

令和４年第２回砥部町議会定例会
令和４年６月７日（火）
午前９時30分開議

○議長（面岡利昌）　ただいまから、本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　承認第３号　専決処分第３号の承認について
（砥部町介護保険条例の一部を改正する条例）
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（面岡利昌）　日程第１、承認第３号、専決処分第３号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　承認第３号につきまして、ご説明をいたします。お手元に承認第３号をご用意いただければと思います。専決処分第３号の承認について。地方自治法第179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第３号、専決処分書をご覧ください。令和４年３月22日に第208回通常国会において、介護保険の第１号保険料に係る低所得の高齢者に対する保険料軽減対策予算が成立したことに伴い、砥部町介護保険条例の一部を改正する条例について、３月28日に専決処分したものでございます。今回の改正内容でございますが、令和３年度から実施しております、第１号被保険者の保険料の軽減について、住民税非課税世帯の被保険者の介護保険料に当たる第１段階から第３段階の介護保険料の軽減を引き続き令和４年度も実施するとした改正内容でございます。保険料額は、第１段階の保険料が15,400円減の23,100円に、第２段階の保険料が19,300円減の38,500円に、第３段階の保険料を3,900円減の53,900円に軽減するものでございます。なお、この改正により第１号被保険者の約2,800人、総額3,800万円程度の軽減が図れるものと見込んでおります。附則でございます。第１項、この条例は、令和４年４月１日から施行する。第２項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第４条第２項から第４項までの規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立お願いします。

［全員起立］

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって承認第３号は、承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　承認第４号　専決処分第４号の承認について

（砥部町税条例等の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　日程第２、承認第４号、専決処分第４号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志）　それでは、承認第４号について、ご説明いたします。承認第４号をお手元にお願いします。承認第４号、専決処分第４号の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第４号、専決処分書でございますが、令和４年３月31日付けで地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例及び砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。それでは、専決第４号資料の新旧対照表で、要点のみご説明させていただきます。新旧対照表１ページをご覧ください。第１条改正でございますが、第18条の４では、固定資産税のＤＶ被害者への支援措置でございます。不動産登記法の改正により、市町村が固定資産税の証明書を発行する際にも、登記住所ではなく住所に変わる事項を記載するといった、ＤＶ被害者の住所が外に漏れないようにするものです。１ページ中段の第33条から、４ページにかけての第34条の９では、個人町民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しでございます。現行では、所得税と住民税で、異なる課税方式の選択が可能ですが、公平性の観点から、課税方式を一致させるものです。11ページをお願いします。下段の附則第７条の３の２では、個人町民税の住宅ローン控除の見直しでございます。控除適用期限を、令和20年度まで延長するという改正となっています。16ページをお願いします。附則第12条では、固定資産税の負担調整措置でございます。令和４年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する商業地等について、上昇幅を2.5％とするものです。その他、第１条改正では、法改正に伴う規定の整備や、項ずれの対応、また、第２条改正では、令和３年の一部改正条例の町民税に関する規定の整備を行っています。専決処分書にお戻りください。４ページをお願いします。附則でございますが、附則第１条は、施行期日を定めております。附則第２条から５ページの第４条にかけましては、納税証明書に関する経過措置、町民税、固定資産税に関する経過措置を設けております。以上で、承認第４号の説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

［全員起立］

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって承認第４号は、承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　承認第５号　専決処分第５号の承認について

（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　日程第３、承認第５号、専決処分第５号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。古川戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（古川雅志）　それでは、承認第５号についてご説明いたします。承認第５号をお手元にお願いします。承認第５号、専決処分第５号の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次の専決処分書をご覧ください。専決第５号、専決処分書でございますが、令和４年３月31日付けで、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。今回の改正は、政令の改正にあわせて、課税限度額の引上げを行っています。それでは、専決第５号資料の新旧対照表により、ご説明させていただきます。新旧対照表２ページをご覧ください。第２条第２項で、基礎課税額にかかる限度額を63万円から65万円に、第３項で後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額を19万円から20万円に改めています。専決処分書にお戻りください。附則でございますが、附則第１項では、施行期日について、この条例は、令和４年４月１日から施行する。附則第２項では、適用区分について、改正規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしています。以上で、承認第５号の説明を終わります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

［全員起立］

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって承認第５号は、承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　承認第６号　専決処分第６号の承認について

（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　日程第４、承認第６号、専決処分第６号の承認についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀介護福祉課長。

○介護福祉課長（堀潤一郎）　承認第６号につきましてご説明をいたします。お手元に承認第６号をご用意ください。専決処分第６号の承認について。地方自治法第 179 条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。専決第６号、専決処分書をご覧ください。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の内、平成 29 年４月１日から休止しておりました指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を削除するため、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約を変更することにつきまして、４月 13 日に専決処分をしたものでございます。附則でございます。この規約は、令和４年５月１日から施行するとしております。以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は承認することに賛成の方は、ご起立願います。

［全員起立］

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって承認第６号は、承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　報告第１号　株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について

（報告、質疑）

○議長（西岡利昌）　日程第５、報告第１号、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告

についてを議題とします。提出者の報告を求めます。池田農林課長。

○農林課長（池田晃一）　報告第１号について、ご説明いたします。株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告について。地方自治法第243条の３第２項の規定により、株式会社グリーンキーパーの経営状況を別紙のとおり報告する。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別添の第30期定時株主総会資料をご覧ください。１ページをお願いします。こちらは３年度の事業報告になります。ポイントとしては、昨年度は、全伐を３か所請け負ったものの、コストがかかりすぎたということ、それと従業員数が８名から５名に減少して、現場作業に影響したことなどが特徴です。これらのことが、後ほどご説明する赤字決算につながりました。次に、３ページと４ページをお願いします。貸借対照表です。貸借対照表は、会社が設立されてから今日まで運用してきた資産の決算時点での状況を表しています。左側の３ページは資産の部ですが、こちらに会社の資産の全貌が示されています。右の４ページは上半分が負債の部で、下半分が純資産の部ですが、これら２つは左側の資産の元手、つまり財源を表しています。それでは３ページをご覧ください。資産の部の１番上、科目Ⅰの流動資産、右から２番目の欄の決算額をお願いします。流動資産の決算額の合計は、今期8,968万7,014円です。右の欄の構成比で示されてますように、これが全体の98.4％で、つまり会社の資産のほとんどを占めています。主な内容は、現金及び預金が大半で、ほかに、森林組合からの負債による売掛金などがあります。次に、その下の科目Ⅱの固定資産の決算額をご覧ください。固定資産の合計は、141万3,740円です。金額の大きなものは、構築物として倉庫や林業機械などです。次に１番下の資産の部の合計は、9,110万754円です。以上が資産の部です。次に、右の４ページをご覧ください。１番上の負債の部をお願いします。ここで計上する負債とは、返す必要があるもの、または近いうちに支払う必要があるものとなります。なお、グリーンキーパーの場合は、有利子の借金はございません。会社の取引上、経営上必要な未払金など、無利子の負債のみです。それでは、科目Ⅰの流動負債の決算額をご覧ください。559万6,348円です。この主な内容は、取引業者への未払金などです。その下の科目Ⅱの固定負債はありません。従いまして、負債の部の合計は、559万6,348円です。次に、真ん中より下の純資産の部をご覧ください。ここに計上する純資産というのは、つまり自己資本ですから、返す必要がないものです。グリーンキーパーの場合は、この科目Ⅰの株主資本のみで構成されてます。この株主資本の決算額は、8,550万4,406円です。右の構成比で示されてますとおり、全体の93.9％で、つまり言い換えれば資産の元手のほとんどがこの出資金、株主資本ということになります。次に、その下、１の資本金は9,090万円です。一方で、その下の３の利益剰余金がマイナスとなってます。つまり、これはグリーンキーパーには累積損失がございますから、ここがマイナス539万5,594円となっております。従いまして、資本金額9,090万円からこの累積損失を引いた残りが、株主資本の合計となります。その額は先ほど冒頭で申し上げた8,550万4,406円となります。また、この額は同時に純資産の部の合計でもあります。１番下、負債の部と純資産の部の合計は、9,110万754円で、左のページの合計額と一致いたします。次に、５ページをお願いします。損益計算書です。損益計算書は、会社の１年間の経営成績を表しています。１番上の売上高から、順に下に向

かって主に引き算や足し算をしながら、最終的に１番下の当期純利益を導き出します。それでは、１番上の科目Ⅰの売上高をご覧ください。売上高の右の欄、決算額は4,137万496円です。これは本業である林業収入と運送収入を合計したものです。前年比で、約1,100万円の減額となっていますが、主な理由は、３年度、新規に全伐を請け負ったものの、逆に間伐や支障木伐採の事業量が減少したということ、また、林内作業道開設の収入が大幅に減ったことなどです。次に、科目Ⅱの売上原価というのは該当がございません。その下の科目Ⅲ、販売費及び一般管理費をお願いします。これは、会社が売上をあげるために必要な経費のことですが、この右のページ、６ページにその内訳をお示ししております。この経費の決算額は5,242万3,883円です。前年比で、約270万円の減額となっておりますが、主な理由は、従業員の退職により、人件費が減少したということです。次に、売上高から、販売費及び一般管理費を差し引くと、営業損失が1,105万3,387円となります。つまり売上より経費がオーバーしていることになります。次に、科目Ⅳ、営業外収益が８万771円です。これは、預金利子など本業以外の収益です。なお、今期は雑収入が７万7,942円ございますが、これは主に、キーパーで不要となったワイヤーなどを鉄くずとして処分して売ったものです。その下の科目Ⅴの営業外費用はありません。よって、さきほどの営業損失に、この営業外収益を反映すると若干プラスになりますから、経常損失は1,097万2,616円となります。次に、科目Ⅵの特別利益が972万5,666円で、これは町からの補助金です。前年比で約340万円の増額となっておりますが、これは、前期２年度は当時は売上好調につき補助金を減額したんですが、３年度はご覧のとおり売上が減少しており赤字見込みとなったため、補助金を満額交付したことによるものです。この特別利益を反映して、税引前当期純利益がマイナス124万6,950円となります。その下、ここから法人税などを差し引いて、１番下の当期純利益は最終的にマイナス145万6,450円です。つまり言い換えれば、145万6,450円の損失となりました。これは、売上の減少幅がかなり大きかったために、町が補助金を投入したものの、最終的には赤字決算となったものです。以上が３年度の決算です。次に、８ページをお願いします。４年度の事業計画です。４年度の経営方針のポイントとしては、間伐や全伐などに引き続き注力しながら、新入社員の育成や、若い従業員の確保に取り組んで、地域に根差した会社づくりに努力するとしています。次に９ページをお願いします。４年度の収支予算です。１番上の科目Ⅰの売上高をご覧ください。増減の欄で、前年比380万円の増となっています。これは、今年度は全伐などの事業量を見込んでいるためです。その下の科目Ⅱの販売費及び一般管理費ですが、前年比が362万７千円の増となっています。この要因は、主に林業機械の老朽化に伴う修繕費の増、また、原油価格の高騰化による燃料費の増を見込んでいるためです。次に科目Ⅲ、営業外収益は、前年比５万５千円の増を見込んでいます。これは今年度、林家さんへのダンプの貸付料を見込んでいるためです。その下の科目Ⅳの特別利益は、町からの補助金で、前年と同額です。以上の結果、１番下の当期純利益の見込みは50万円となっております。以上が、株式会社グリーンキーパーの経営状況の報告とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好）　今、担当課長からよくご説明がございました。理解できるとこもございますが、最初の１ページに総括事項の中で、いわゆる８人おった人が５人になりましたよと。これは報告であって、じゃあどういうふうに今後対応していくかの対応は、さっき今後若い人を入れて協議する。具体性がないんですよね。という事は、来年度もこういう似たような決算に、このままじゃったら少なくともなるんじゃないでしょうかね。その具体的な対応をお知らせいただきたいのと、現在も事務職の人がどうも現場に出とるようで。その事務職が慣れんもんですから捻挫して、歩行困難のような方がおるらしいですが。やっぱそうすると事務職が現場へ出たら、帰ってきて自分の整理しよったらどうしても定時では帰れんですよね。やっぱそういう事が無理が重なる。そこらあたりはどういうふうに改善して、来年度はね、もっといい報告をするかといったらもう提示していただきたいであります。以上。

○議長（面岡利昌）　岡田副町長。

○副町長（岡田洋志）　ただいまの三谷議員さんの質問にお答えさせていただいたらと思います。まず、人員でございますが、３月に面接を行いまして、１名雇用しております。その者については、今現在人材育成という事で指導しておりまして、また、なお来年度につきましては、林業就職希望者を対象とした就業相談会に参加いたしまして、従業員の確保に鋭意取り組むことと目標を定めておりますのでご理解いただけたらと思います。そのほかでございますが、労災によりまして自宅療養しております職員もおります。この者の処遇につきましても現在お話をさせていただいております。その者が復帰するか復帰しないかによりまして、採用状況を変更していけたらと考えております。２点目でございますが、事務職の捻挫、怪我等のお話がございましたが、私も事務職の者に面談をさせていただきました。その者につきましては、プライベートでの怪我ということで報告を受けておりますので、現場での作業につきましては、軽作業を主に担っております。それと決算等の書類につきましての事務作業につきましては、支障がないと伺っておりますので、支障のない範囲で現場の方に従事したらということにしておりますので、ご理解をいただけたらと思います。以上で説明とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　質疑、ほかに。三谷喜好議員。

○16番（三谷喜好）　今、社長の方からご報告をいただきました。やっぱり前回も申し上げましたけれど、３Ｋ、汚いっちゅう中に一つ入りますと人が集まりにくいけれどが、場合によっては人も集まれるような方法を考えて、シャワーを言うたら従業員がシャワーはいらん言うた言うて。私は、仕事した後は汗かくからと思て提案したんですけど。そういうふうに職場の中を改良して、森林組合で仕事したいというね、若い人が。見合うとる職場にしてもらうように申し上げまして、私の考えを申し上げました。以上。答弁いりません。

○議長（面岡利昌）　ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　質疑なしと認めます。以上で報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　報告第２号　令和３年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

（報告、質疑）

○議長（面岡利昌）　日程第６、報告第２号、令和３年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　報告第２号について、ご説明いたします。令和３年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について。令和３年度砥部町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告する。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙繰越計算書をご覧ください。本件は令和３年度に議決をいただいた繰越明許費に係る繰越計算書の報告です。６事業、総額４億2,998万622円を翌年度へ繰越したもので、その内容については次のとおりでございます。まず、社会保障・税番号制度システム改修事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きの簡素化を図るシステム改修で、国の補助金を活用し前倒しで実施したことにより、適正な工期が確保できず年度内に完成できなかったため、358万円を繰越しました。次に、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業は、申請期限が令和４年９月30日までとなっているため、7,821万622円を繰越しました。次に、水道事業会計出資金は、上水道第６配水池築造事業に対する一般会計からの出資金で、他事業との調整に不測の日数を要し、年度内の完成ができなかったため、6,400万円を繰越しました。次に、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定事業は、国の補助金を活用し前倒しで実施したことにより、適正な工期が確保できず年度内に完成できなかったため、611万６千円を繰越しました。次に、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業は、入札不調の結果を踏まえ、設計の見直し等に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため、429万５千円を繰越しました。次に、文化会館空調設備更新事業は、標準工期が確保できず年度内に完成できなかったため、２億7,377万９千円を繰越しました。いずれの事業も一日も早い完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（面岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　質疑なしと認めます。以上で報告第２号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　報告第３号　令和３年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

（報告、質疑）

○議長（面岡利昌）　日程第７、報告第３号、令和３年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　報告第３号について、ご説明いたします。令和３年度砥部町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について。令和３年度砥部町一般会計予算事故繰越し

繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第150条第３項の規定により報告する。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙繰越計算書をご覧ください。本件は、令和２年度から３年度に繰越明許費として繰越した北川毛角谷園地及び水路の災害復旧事業で、国との協議により事業が追加採択されたことに伴い、復旧計画の見直し等に不測の日数を要し、年度内に完成できなかったため、6,700 万円を４年度に事故繰越ししました。本事業について、一日も早い完成を目指し、鋭意努力する所存でございます。以上で、報告を終わります。

○議長（西岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。以上で報告第３号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　報告第４号　令和３年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

（報告、質疑）

○議長（西岡利昌）　日程第８、報告第４号、令和３年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　それでは報告第４号につきまして、ご説明申し上げます。お手元に報告第４号をお願いいたします。報告第４号、令和３年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和３年度砥部町公共下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告する。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙繰越計算書をご覧ください。事業名の欄、現場技術監理業務におきまして1,426万９千円を、下水道整備工事におきまして7,683万８千円を、浄化センター機械設備工事におきまして165万円の合計9,275万７千円を、通行制限等諸調整及び部品等の調達に不測の日数を要したため、繰越すものでございます。裏面の報告第４号資料をご覧ください。現場技術監理業務でございますが、こちらは、先月５月末に業務を完了しております。その下、下水道整備工事でございます。公共下水道管渠布設工事、その下、八倉第２マンホールポンプ設置工事ともに、浄化センター西側の農道への布設及び設置でございます。通行規制の諸調整に不測の日数を要したため繰越すもので、公共下水道管渠布設工事は６月末の完成を予定し、八倉マンホールポンプ設置工事は先月５月末に完成をしております。その下、浄化センター機械設備工事でございます。砥部町浄化センター紫外線消毒装置機器改造工事ですが、部品等の調達に不測の日数を要したため繰越すもので、こちらの工事も先月５月末に完成をしております。以上、報告とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。以上で、報告第４号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　報告第５号　令和３年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（報告、質疑）

○議長（面岡利昌）　日程第９、報告第５号、令和３年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　それでは報告第５号につきまして、ご説明申し上げます。お手元に報告第５号をお願いいたします。報告第５号、令和３年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。令和３年度砥部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告する。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙繰越計算書をご覧ください。事業名の欄、砥部町上水道第６配水池築造、電気計装工事に伴う変更設計業務におきまして49万５千円を、砥部町上水道第６配水池築造、電気計装工事におきまして３億3,206万１千円の合計３億3,255万６千円を繰越すものでございます。裏面の報告第５号資料をご覧ください。委託業務でございますが､砥部町上水道第６配水池築造工事及び電気計装工事に伴う変更設計業務でございます。こちらは、繰越工事２件の最終変更に伴います設計業務で、工事に合わせて繰越すものでございます。その下、工事でございます。愛媛県総合運動公園内に建設中の砥部町上水道第６配水池築造工事及び電気計装工事でございます。こちらの２件につきましては、他事業との調整に不測の日数を要したため繰越すものでございます。それぞれの工事は、９月末の完成を予定しております。以上、報告とさせていただきます。

○議長（面岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13番山口元之議員。

○13番（山口元之）　報告で、別に反対いうわけではないんですけど、使いよって仕事が間に合わんので次に繰越すいうんならわかるんだけど、そのままで次繰越いうのはどういう事情なんですか。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　ただいまのご質問でございますけれども、今報告したやつでは、そのまま繰越しておるのはないというふうに考えております。工事をしっかりやったけれども、いろんな意味の理由で繰越があったということでございます。何にもせずに繰越してというのはないということでございます。

○議長（面岡利昌）　何かありますか。山口元之議員。

○13番（山口元之）　そういうんはわかるんですけど、全部そうなんですか。そういう事情で伸んだ。事業ができなんだいうことでよろしいんですかね。理解して。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　繰越にはそれぞれの理由がありますが、例えば先ほどの報告の中で、文化会館の空調工事というのは、金額の割合に入札の時期が遅かったという事で、前年度と言いますか、令和３年度ではできない。工期的にはまず無理なところがあるけれども、入札をして、４年度にかけてやないと工期的にできない部門。ただ、それと普通に工期内で、工

事が終わるだろうということで入札をかけておりましたけれども、諸事情と言いますか、現場の事情であったりとか、例えば先ほどの災害で事故繰越になりました北川毛の分なんかについては、一度工事をして埋まっておった所を再度掘り起こして、それをまた国に認めていただいたというふうな再査定の問題もあったりと、いろんな諸事情によってありますので、言葉的には不測の事態というふうなことを説明をしておりますけれども、いろんな諸事情の中で繰越をやらなければならない事情があったということでご理解いただいたらと思います。

○議長（西岡利昌）　山口元之議員。

○13番（山口元之）　話は分かりました。でも、我々はそれだけ聞いたら何でやろういうんがあるんで、次説明する時はちょっとでもそういうふうな、こういう事情で繰越したという事を一緒に入れてもらったらと思います。以上です。

○議長（西岡利昌）　ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。以上で、報告第５号を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、10時35分の予定です。

午前10時18分　休憩

午前10時35分　再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10　議案第26号　砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌）　再開します。日程第10、議案第26号、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中生活環境課長。

○生活環境課長（小中学）　それでは、議案第 26 号についてご説明申し上げます。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について。砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、現在、本町においてのごみ処理は固形燃料化施設を休止し、委託により焼却処分していることから、ごみ区分の名称を一部変更する。また、資源回収用ごみ袋を町において作成する必要がないことから販売を終了するため、提案するものです。それでは、改正内容について、説明させていただきます。資料の新旧対照表をお願いいたします。まず、１ページの右半分になりますが、現行第11条第１項中の家庭系廃棄物のうち第９条第１項に規定する一般廃棄物処理計画で定める燃料ごみ及び雑ごみを集積場所に排出する時は、町長の指定するごみ袋を使用しなければならないと定められており

ます。条文中の燃料ごみを可燃ごみに改めます。続きまして、別表第１表中の種別（２）家庭系廃棄物を集積場所に排出する時の区分及び手数料でございますが、１ページ下段から２ページ上段にかけて赤枠で囲んだ箇所につきまして、燃料ごみ用指定ごみ袋（大）、（中）、（小）を可燃ごみ用指定ごみ袋（大）、（中）、（小）へそれぞれ名称を改め、資源回収用ごみ袋１枚につき 12.2 円の行を削ります。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上、議案第 26 号についての説明とさせていただきます。ご審議賜賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 26 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって議案第 26 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 11　議案第 27 号　砥部町水道事業給水条例の一部改正について
（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（西岡利昌）　日程第 11、議案第 27 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　議案第 27 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてご説明させていただきます。砥部町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、将来にわたり、安心・安全で良質な水を安定的に供給し、収支バランスのとれた経営健全化のため提案するものでございます。それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。議案第 27 号資料の新旧対照表をお願いいたします。改正案の欄をご覧ください。第４章の章中、加入金の次に及び手数料を加えます。条文中、手数料に関する条文が明記されていますので加えるものでございます。次に、第 25 条ただし書き中、10 円を１円に改めます。水道料金を１円単位までの徴収とするものでございます。次に、別表第２の基本料金月額の欄中、957.0 円を 1,100.0 円に、1,287.0 円を 1,479.5 円に、1,892.0 円を 2,175.8 円に、２ページ目に移りまして、2,420.0 円を 2,783.0 円に、4,532.0 円を 5,211.8 円に、5,775.0 円を 6,640.7 円に、12,023.0 円を 13,825.9 円に、16,357.0 円を 18,810.0 円に、25,564.0 円を 29,398.6 円に改め、１ページ目に戻りまして、同表の従量料金月額の欄中、137.5 円を 157.3 円に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、第１項、この条例は、令和５年４月１日から施行することといたします。また、経過措置として、第２項で、この条例による改正後の砥部町水道事業給水条例第 25 条及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後に

算定する令和５年６月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。第３項で、前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の申し込みにより使用を開始して徴収する水道料金については、この条例による改正後の砥部町水道事業給水条例第 25 条及び別表第２の規定を適用することといたします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（面岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　今回の 15%の値上げについては、町民の方からのですね、やっぱりこういう状況の中で必要だというのもわかるけど、やっぱり感情的に難しいんではないかというふうな、何とかもっと引き下げをしてほしいだとかですね、いう声なんかもいただいております。私は、この砥部町水道ビジョン、これに一通り目を通しました。それから、水道事業の審議会が４回開かれて、そこでどんなことが話されたのか、全部議事録の方も見せていただきました。その基本的には、審議会に使った資料等々がこの中に反映もされて、ビジョンとして出されておるんだと思うんですが、抜けてですね、一つ違う所がありました。これをちょっとお聞きしたいと思います。第１回目の審議会の資料に出された資料の中で、水道事業の将来見通し、給水人口の状況と見通しという、これページ数で言うと 22 ページなんですが、ここの所に人口の推移が出されておるんですが、全部はちょっと紹介できませんが、この結果人口は今後も穏やかに減少していき、令和 12 年度、2030 年には１万 8,546 人。令和 25 年度、2037 年には１万 5,312 人になり、令和２年度から 5,381 人減少、マイナスの 26%すると予測されますいう表現があったんですね。ところがこの水道事業のビジョン中には、今読んだ数字で令和 12 年度には、１万 7,508 人、令和 25 年度には１万 4,455 人になり、令和２年度から 5,023 人減少すると予測されますというふうに表現が変わっております。第２回目の審議会の時に、１回目の資料で訂正をしますというふうな事でいくつかの訂正がされておりますが、今読んだ所は訂正されておりません。そのまんまこれが審議会に出たデータと今回のこの水道ビジョンの出されているものが違うという事では、これはやはり私としてはですね、ちょっとした数字の違いだけでは済まされないんではないかというふうに思います。そのへんについて、その経過なり含めて説明をいただきたいと思います。

○議長（面岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　ただいまのご質問でございますけれども、人口と給水人口の違いじゃないかというふうなことと思っておりますけれども、ちょっと確認をしたいので休憩をさせていただいたらと思います。

○議長（面岡利昌）　ここで暫時休憩をします。

午前 10 時 48 分　休憩

午前 11 時 15 分　再開

○議長（西岡利昌）　再開します。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　ただいま佐々木隆雄議員のご質問にありましたことについて、答弁をさせていただきます。佐々木隆雄議員の質問にありました、こちらの水道事業審議会の資料に表記されております行政区域内人口ですが、こちらでは減少が 5，381 名減少となっており、こちらの水道ビジョンの方ですが、こちらに書かれております減少が 5,023 人減少となっておりますが、水道ビジョンに書かれております減少の方は行政区域内人口ではなく、給水人口をもとに計算をしております。ですので、給水人口は行政区域内人口よりも減っておりますので、この給水人口で表しますと 5,023 人減少という数字があっておりますので、この表記の仕方がちょっとおかしかったと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　ただいまの補足説明をさせていただきます。佐々木議員さんの見ていただいております 43 ページの表でございますけれども、5,023 人っちゅうのは先ほど言いましたように上の６の１の下から３行目を見ていただきますと給水人口の将来の見通しについてという文言があります。ここは水色と橙色で、橙色の給水人口の方を示しております。審議会資料は、今後見通しの所のこの結果という所の人口は今後も緩やかに減少しという事で、表は行政人口という表示をしております。わかりますか。ということで、左のビジョンは２本線がありますが、右の審議会は行政人口だけを表しておりますので、紛らわしかったですけれども、数字としては間違いはございませんのでご理解をいただいたらと思います。

○議長（西岡利昌）　質疑ほかにございませんか。佐々木議員よろしいでしょうか。９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　これ、委員会の方に付託されると思うんですけれども、委員会の中でのわかりやすい資料というのを出してもらって、そちらの方で改めて審議をしていただくように要請だけしときます。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　ただいまのご質問ですが、わかりやすい資料というのはどういう資料でしょうか。

○９番（佐々木隆雄）　今ここに出されている 43 ページの資料と審議会の時に出した資料との違いをですね、もう少し言葉も含めてわかりやすく出しといていただければと思うんですけども。

○議長（西岡利昌）　佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　皆様のお手元には、将来人口ビジョンの冊子をお渡ししておるかと思うんですけれども、審議会の資料については、佐々木議員さんがホームページから取ったんではないかということで、審議会の資料については、皆様のお手元にないというふうに思いますので、審議会の資料を両方委員会に付けまして、こういうふうに記載をさせていただいておりますので、誤解のないようにという説明をさせていただきます。

○議長（西岡利昌）　ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 27 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって議案第 27 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 12　議案第 28 号　令和４年度砥部町一般会計補正予算（第１号）

日程第 13　議案第 29 号　令和４年度砥部町水道事業会計補正予算（第１号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（西岡利昌）　日程第 12、議案第 28 号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第１号及び日程第 13、議案第 29 号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号の２件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　私からは、一般会計補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書の１ページをお願いします。議案第 28 号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第１号ですが、第１条では、歳入歳出予算の総額に１億 4,769 万８千円を追加し、85 億 4,739 万４千円とするもので、第２項で、予算補正は、第１表歳入歳出予算補正によるものとしています。第２条では、地方債の変更は、第２表地方債補正によるものとしています。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。３ページをお願いします。歳出の主なものについて、説明いたします。２款総務費は、3,082 万１千円増額しました。名誉町民、山本敏孝氏お別れの会の関係経費 343 万円の追加、マイナポータルからのオンライン手続きを可能とするシステム改修事業費 1,236 万３千円の追加などです。３款民生費は、2,012 万６千円増額しました。民間保育所等を誘致するための建設用地造成工事に係る測量設計委託料 448 万８千円の追加、コロナ対策として住民税非課税の子育て世帯に生活支援特別給付金を支給するための関係経費 1,320 万１千円の追加などです。４款衛生費は、2,997 万２千円増額しました。４回目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費 2,875 万９千円の追加などです。６款農林水産業費は、2,360 万３千円増額しました。果樹園の生産基盤を強化するために施設整備を支援する補助金 714 万円の追加、高野池防災広場整備工事に係る測量調査設計委託料 800 万円の追加などです。７款商工費は、30 万円増額しました。砥部焼産業活性化のための講演会等の開催事業費 30 万円の追加です。８款土木費は、3,600 万円増額しました。町道の補修工事費 2,800 万円の追加などです。10 款教育費は、687 万６千円増額しました。コロナ対策として小中学校で消毒液などを購入する経費 573 万９千円の追加などです。２ページをお願いします。歳入です。財源として 14 款国庫支出金を 6,341 万７千円、15 款県支出金を 599 万８千円、16 款財産収入を 20 万４千円、19 款繰越金を 5,370 万８千円、20 款諸収入を 637 万１千円、21 款町債を 1,800 万円それぞれ増額しました。４ページをお願いします。第２表、地方債補正

です。町道舗装補修事業の財源として、公共施設等適正管理推進事業債を追加し、限度額を1,800万円としました。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（西岡利昌）　松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之）　続きまして、議案第29号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。水道事業会計補正予算の１ページをお開きください。議案第29号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号。第１条、令和４年度砥部町水道事業会計の補正予算第１号は、次に定めるところによる。第２条、令和４年度砥部町水道事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を次のように改める。第４号、主な建設改良費でございます。送配水管布設替工事を400万円増額し、6,200万円とするものでございます。第３条、予算第４条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、支出につきましては、第１款水道資本的支出、第１項建設改良費を400万円増額し、２億8,395万円とし、支出合計を４億2,749万７千円とするものでございます。令和４年６月７日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、一般会計補正予算、水道事業会計補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第28号及び議案第29号の２件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって議案第28号及び議案第29号の２件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会に付託しました議案の審査結果については、６月15日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会します。

午前11時29分　散会

令和４年第２回砥部町議会定例会（第３日）会議録

招集年月日	令和４年６月15日
招集場所	砥部町議会議事堂
開会	令和４年６月15日　午前９時30分　議長宣告
出席議員	１番　髙橋久美　２番　日野惠司　３番　木下敬二郎 ４番　原田公夫　５番　柿本　正　６番　東　勝一 ７番　佐々木公博　８番　小西昌博　９番　佐々木隆雄 10番　松﨑浩司　11番　大平弘子　12番　面岡利昌 13番　山口元之　14番　中島博志　15番　平岡文男 16番　三谷喜好
欠席議員	なし
地方自治法第121条第１項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　佐川秀紀　副町長　岡田洋志 教育長　大江章吾　総務課長　門田敬三 企画政策課長　伊達定真　商工観光課長　髙橋　桂 戸籍税務課長　古川雅志　保険健康課長　篠原万喜枝 介護福祉課長　堀潤一郎　子育て支援課長　田中弘樹 建設課長　門田　作　農林課長　池田晃一 生活環境課長　小中　学　上下水道課長　松田博之 会計管理者　富岡　修　広田支所長　町田忠彦 学校教育課長　田邊敏之　社会教育課長　山本勝彦
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　藤田泰宏 庶務係長　東山泰久
傍聴者	１人

令和４年第２回砥部町議会定例会議事日程　第３日

・開　　議

日程第１　　議案第 26 号　　砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

日程第２　　議案第 27 号　　砥部町水道事業給水条例の一部改正について

日程第３　　議案第 28 号　　令和４年度砥部町一般会計補正予算（第１号）

日程第４　　議案第 29 号　　令和４年度砥部町水道事業会計補正予算（第１号）

日程第５　　請願第１号　　国立病院の機能強化を求める請願書

日程第６　　議員派遣

追加日程第１　議案第 30 号　令和４年度砥部町一般会計補正予算（第２号）

・閉　　会

令和４年第２回砥部町議会定例会
令和４年６月 15 日（水）
午前９時 30 分開議

○議長（面岡利昌）　ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　議案第 26 号　砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（面岡利昌）　日程第１、議案第 26 号、砥部町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 26 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 26 号については、ごみ固形燃料化施設の休止に伴うごみ区分の名称を一部変更するほか、資源回収用ごみ袋の作成・販売を終了することについて、所要の改正を行うもので、審査において、委員からは、資源回収用ごみ袋の作成終了による費用削減額はと質問に対し、令和４年度で 90 万円で、不用額は原油価格の高騰によりコスト増加が見込まれる可燃用ごみ袋等の作成費に充てたいとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（面岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（面岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（面岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　議案第 27 号　砥部町水道事業給水条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　日程第２、議案第 27 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好）　総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 27 号について、審査の内容及び結果をご報告申し上げます。議案第 27 号については、将来にわたって良質な水を安全供給し、収支の均衡がとれた経営健全化のためにも、水道料金の引き上げについて、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、物価上昇による負担増とタイミングが重なり、家計にとっても大きな打撃となると懸念する意見も出ました。前回改定から 22 年が経過し、今後、給水人口が減少していく中、先送りしても事態は好転しないなど、健全経営を維持し、老朽管の更新・耐震化など災害対策を進めるためにもやむを得ないと意見が多数占めました。以上のような審査を行い、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長（西岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。反対討論ですか。まず反対者の発言を許します。９番佐々木隆雄議員。

○９番（佐々木隆雄）　９番佐々木隆雄でございます。討論に先立って、私が今本会議の６月７日でございましたが、あの場において質疑の中で私の資料の読込不足がありまして、議事進行に支障をきたしたことについてお詫びしたいと思います。申し訳ございませんでした。それでは、議案第 27 号、砥部町水道事業給水条例について、総務産業建設常任委員会では採択という事でございましたが、これに反対する討論を行いたいと思います。委員長報告の中にもありましたが、今回水道料金 15％の値上げという条例案が出てきましたことに対して、町民から驚きの声なんかも寄せられております。一昨年、消費税が 10％に増税された中でさえ苦しくなっているうえ、最近の急激な物価高、さらには年金の支給が減ってくるとそういったことで暮らしを直撃しております。更に一昨年から続くコロナ禍で、住民生活にも本当に大きな影響が広がってきております。そんな中で４月からの水道料金の 15％値上げされるという事は、住民にとっては寝耳に水の事ではないかな、そんな気もします。この間、コロナ対応で町は様々な施策をとって、町民に大変感謝されたと思っております。そういったことからするとこの 15％については、ややショックが大きいんではないかというふうに思われます。そういったことで値上げ幅の検討や時期についてもう少し慎重に検討をするべきではないかというふうに思います。それから、私はもう少し国に対してこういった事業への補助を大きくするようなことを町の方からも働きかけをしてほしいと思います。議事録を見ましたら、質疑の中でですね、町の方の答弁の中にですね、補助金の交付の条件が満たされないから国庫補助は望めないんですというふうな事がありましたが、そういったことについての見直しについて、もう少し強めていただきたいというふうにも思います。それから更には、今は黒字なんですが、黒字の活用だとか、起債の適切な活用、さらには一般財源からの計画的な繰入、そんなことも併せて考えていただきたいというふうに思います。そういったこと

で、今すぐの値上げという事ではなくって、もう少し時期や具体的に値上げを回避するための策っていうのをもっともっと考えるべきだというふうな事から、今回の値上げ案に反対するという事でございます。以上で終わります。

○議長（西岡利昌）　次に賛成者の発言を許します。６番東勝一議員。

○６番（東勝一）　６番東勝一でございます。それでは、議案第 27 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正につきまして、採択する委員長報告に賛成、原案に賛成の立場で討論をいたします。水道事業につきましては、独立採算の公営企業として料金収入で賄う事が基本であります。財政シミュレーションでは、改定をしなかった場合、当期純損益は令和４年度以降継続して赤字となる見込みで、経営努力のみではもはや限界なのは明らかであります。また、赤字を税金で補てんするとなりますと、受益者以外も負担することとなり給水人口が減少し続ける中で改定を先送りすることは次なる値上げ、将来世代に重い負担を背負わせることになりかねません。以上により議案第 27 号につきましては、採択とする委員長報告に賛成、原案に賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（西岡利昌）　ほかに討論はありませんか。日野惠司議員。

○２番（日野惠司）　２番日野惠司でございます。第 27 号、砥部町水道事業給水条例の一部改正について、私の意見を述べさせていただいたらと思います。値上げにつきましては、ある程度の金額についてはやむを得ないのかなというのは思っております。しかし、今、佐々木議員も言われたみたいに、今現状の非常に周りの環境がすべて値上がりをしているというような状況の中で、このタイミングで 15%一気に上げるというのはどうなのかなと。私が思いますのは、令和９年に資金ショートするというふうなことで、その時点でまだ４年間ございますので、段階的に上げてはどうかというのは私の意見でございます。したがって、今回一気に上げるという事については、反対の意見を述べさせていただきます。以上でございます。

○議長（西岡利昌）　ほかに賛成者の討論はございませんか。ございませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論を終わります。

採決を行います。議案第 27 号に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（西岡利昌）　ご着席ください。多数です。賛成多数でございます。

よって議案第 27 号は、可決することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第 28 号　令和４年度砥部町一般会計補正予算（第１号）

日程第４　議案第 29 号　令和４年度砥部町水道事業会計補正予算（第１号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　日程第３、議案第 28 号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第１号

及び日程第４、議案第29号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号の２件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。三谷総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（三谷喜好）　総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算２件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第28号、令和４年度砥部町一般会計補正予算の第１号のうち、当委員会所管の歳出の主なるものは、総務費で、昨年度、用途廃止となった旧医師住宅の貸付けに伴う改修工事の関係経費295万１千円を追加いたします。農林水産業費では、現在使用されていない高野池を廃止し、災害廃棄物の仮置場や仮設住宅の建設用地として利用するために、測量調査設計委託料800万円を追加しております。土木費では、平成30年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画を更新するため、委託料800万円を追加しております。審査において、委員から、旧医師住宅の貸付けに伴う財産収入について、土地と建物は別々の収入かとの質問に対し、建物も含む貸付料で、建物の残存価格や土地代、改修費用を基に算定しているとの説明がありました。また、高野池の防災広場整備については、現地視察を行い、委員から、地元からの要望事項である排水路の整備や埋め立ての具体的な構想はとの質問に対し、水路整備では流量計算を基に、地元と放流協議を行い、埋め立てに使う土砂は河川の掘削土を利用するなど経費節減を図るとの説明がありました。さらに、広場整備に並行して、進入路も整備してはどうかとの質問に対し、進入路も含め、測量調査設計の中で検討していくとの説明がありました。次に、議案第29号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号は、資本的支出を400万円追加しております。支出の内容は、県道舗装工事の施工前に、老朽管の布設工事を行う必要があるため、工事に係る測量調査設計委託料400万円を追加するもので、特に委員からの質疑はありませんでした。よって、議案第28号、29号の２議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。以上。

○議長（面岡利昌）　ここで暫時休憩します。

午前９時47分　休憩

午前９時48分　再開

○議長（面岡利昌）　再開します。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之）　厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算１件について、審査の内容と結果をご報告申し上げます。議案第28号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第１号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費では、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控えていた期間に、自費で接種した人に対する償還払いの関係経費121万３千円を追加しています。また、新型コロナワクチンの円滑な接種を実施するため関係経費2,875万９千円を追加しています。教育費では、学校内での集団感染リスクを避

けるため、消毒液など保健衛生用品、遠隔授業用カメラ整備等に対する関係経費として、小学校費で394万円、中学校費で179万９千円をそれぞれ追加しています。審査において、委員から、子宮頸がん予防ワクチンの接種率低迷を踏まえ、広報等による接種率向上の取り組みはとの質問に対して、定期接種対象者と併せて、接種機会を逃した人へもキャッチアップ接種に向けた個人通知を行うとの説明がありました。また、モデルナ製ワクチンの廃棄について、委員から、本町における現状はとの質問があり、９月末が有効期限となっており、現在のところ廃棄はないとの説明がありました。さらに、遠隔授業用のＷｅｂカメラについても、委員から、感染症等で学校を休んでいる子どもに対して、学習が遅れないよう、別室や家庭をつなぐ考えはとの質問があり、今回は試験的に各校１台整備するもので、有効性が確認されれば、台数増も検討したいとの説明がありました。よって、議案第28号については、適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論及び採決は１件ごとに行います。議案第28号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第１号について討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号、令和４年度砥部町水道事業会計補正予算第１号について討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　請願第１号　国立病院の機能強化を求める請願書

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（面岡利昌）　日程第５、請願第１号、国立病院の機能強化を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之）　厚生文教常任委員会に付託されました、請願第１号について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、新型コロナの感染拡大で直面する医療崩壊を防ぎ、国民のいのちと健康を守るため、全都道府県にネットワークを持つ国立病院の機能を強化し、憲法で保障する国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう求めるものです。協議において、委員から、新型コロナを契機に、公立病院の重要性が改めて認識されており、民間へ波及させる観点からも、国立病院の機能強化は必要との意見もありましたが、地域医療を担っているのは、民間の基幹病院も同様で、過疎地域も含めた医療従事者の確保など、総体的に捉えて施策を進めるべきである等の意見があり、採決の結果、請願第１号は、賛成多数で不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（面岡利昌）　報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（面岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（面岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。請願第１号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

［起立多数］

○議長（面岡利昌）　起立多数です。ご着席ください。

よって請願第１号は、不採択とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前９時 56 分　休憩

午前 10 時 20 分　再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議員派遣

○議長（面岡利昌）　再開します。日程第６、議員派遣を議題とします。

お諮りします。７月 27 日に、愛媛県県民文化会館で開催される愛媛県町村議会議長会令和４年度第１回町議会議員研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、佐川町長から議案第30号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって議案第30号を日程に追加し、追加日程第１として、議題とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第１　議案第30号　令和４年度砥部町一般会計補正予算（第２号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（西岡利昌）　追加日程第１、議案第 30 号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第２号を議題とします。提案理由の説明を求めます。門田敬三総務課長。

○総務課長（門田敬三）　一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。補正予算書の１ページをお願いします。議案第30号、令和４年度砥部町一般会計補正予算第２号です。今回の補正は、１億5,580万６千円を追加し、補正後の総額を87億320万円とするもので、予算補正は、第１表歳入歳出予算補正によるものとしています。令和４年６月15日提出、砥部町長佐川秀紀。３ページをお願いします。歳出についてご説明いたします。３款民生費は、5,065 万１千円増額しました。これは新型コロナの影響を受ける住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給するための関係経費です。７款商工費は、１億515万５千円増額しました。これは、新型コロナ禍での原油価格や物価高騰による地域経済への影響を緩和するため県と連携し、消費喚起を目的に実施するプレミアム商品券事業の関係経費です。２ページをお願いします。歳入です。財源として、14款国庫支出金を5,065万１千円、19款繰越金を１億515万５千円それぞれ増額しました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西岡利昌）　説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

［全員起立］

○議長（西岡利昌）　全員起立です。ご着席ください。

よって議案第30号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。 各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」の声あり］

○議長（西岡利昌）　異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀）　閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、６日から本日までの10日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決、ご承認いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。ご議決いただきました補正予算につきましては、町民の皆様の福祉増進のため、高いコスト意識をもって大切に執行をさせていただきます。また、会期中、議員の皆様からいただいたご指摘、ご提案につきましても、今後の町政運営に生かしてまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。梅雨を迎え、本格的な夏に向け、日に日に暑さも厳しさを増しており、熱中症も心配される時期となってまいります。政府は先月、屋外など、場面に応じてマスクの着用を求めないとする新たな見解を公表しましたが、国民一人ひとりが正しい認識のもと、長期化するコロナ禍の時代に向き合う必要があります。来月には参議院議員選挙を控え、議員の皆様におかれましても、多忙な日々が続くものと思いますが、お身体にご自愛いただき、町政の進展、地域の発展に、より一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西岡利昌）　以上をもって、令和４年第２回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会　午前10時27分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員